

整理番号	61
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	2025年8月21日	支出額	15,675円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	来客等駐車場賃借料(令和7年9月分 駐車スペース2台分)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部
---------	-------------------------

按分の積算方法
16,500円×0.95=15,675円
③来客等駐車場賃借料(令和7年9月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0006		***
取扱店	お取引日	時刻
79306	07-08-21	15:37
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,500	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)
円 円 円		円
お振込明細またはご案内		
お受取人		
タケタ カミ ヒロ様		
電話番号		印紙税申告納付済み 税務署承認済
取扱番号 210001		

※ 領収書は重
※ 領収書を見
(別紙に)

と。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう
な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

[REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 武田和浩事務所 (以下「乙」という。)は、
 頭書きに表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市見沼区風渡野346-8		
	名称	[REDACTED] 駐車場	指定場所	[REDACTED]
車種・車名型式	乗客用(事務所使用者)		登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和 7 年 3 月 12 日から 令和 9 年 3 月 11 日までの			
	2 年 0 ヶ月間			
目的物件の引渡し時期	年 月 日			

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 7,500 円(消費税別途)×2台	計16,500円
敷金	金 0円	
支払期限: 毎月 月末までに翌月分を支払う		
支払方法	振込先	金融機関: [REDACTED] 口座番号: 普通 [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] TEL: [REDACTED]

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
管理業者	商号又は名称 水村商事有限会社	
所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前44番地3 TEL 048-684-8641	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣(2)第 8016 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4354
※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号(
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

願書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

願書(7) 更新に関する事項

・契約期間は2年間とし、更新を行う場合には、更新事務手数料として一台2,000円(消費税別途)を媒介業者へ支払うものとする。

願書(8) 特約事項

・相続や売却等が生じ土地の明け渡しが必要な場合は速やかに立ち退くものとする。 ・駐車場内でのアイドリングは禁止とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年1月22日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主 (法人の場合)	商号		TEL	
	代表者名	印		
	住所			
乙・借主 (個人の場合)	氏名	武田和浩事務所	TEL	048-688-9898
	住所	さいたま市見沼区東門前73-1 1F-D		
丙 連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所			
	極度額	円		
宅地建物 取引業者	商号(名称)	水村商事有限公司	代表者	水村 洋介
	事務所所在地・TEL 048-684-8641			
	免許証番号 埼玉県知事(14)4120号			
宅地建物 取引士	氏名		登録番号	号
	業務に従事する事務所名	水村商事有限公司		
	事務所所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前44-3		
	TEL	048-684-8641		

56	57	58	59
			引越し用
55	54	53	52

32	33	34	35

28	29	30	31

24	25	26	27
×		×	×
	21	22	23
		×	×

18	19	20
		×

第二レジデンス

ここから様

第一レジデンス

↑ 7,000+税

↓ 7,500+税

※トラック不可
(2 ~ 4 t)
ダンパー不可

整理番号 66

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和7年8月22日	支出額	72,149 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 9 月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
② (請求額 80,000+振込手数料 165) 80,165 × 90% = 72,149	
③ 事務所賃料 9 月分	
④	※別紙
⑤ 口座名義 : オガワヒサシ	
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)	
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。	

入出金明細照会

印刷

入出金明細照会を行う口座を選択して「照会」ボタンを押してください。
お取引の履歴は70日前から照会可能です。

照会口座

選択	支店名	科目	口座番号
☒	支店	普通	

照会範囲の指定	☐ 本日の照会	照会
	☒ 期間指定照会 2025年 ▾ 08月 ▾ 22日 ▾ ~ 2025年 ▾ 08月 ▾ 22日 ▾	

2025年08月22日 08時55分 現在

日付	お引出し金額	お預入れ金額	摘要	差引残高
2025/08/22	80,000円			
2025/08/22	165円		手数料	

CSVダウンロード

[CSVファイルの形式について](#)

照会口座を、お引出し口座に指定した「振込・振替」の依頼が利用可能です。

建物質貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

66

(1) 物件の表示

名称	ファインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町1-719-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	対象面積 48.6㎡ 登記簿上面積 160.3㎡

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年 0ヶ月 間
----	-------------	----	-------------	----------

(4) 賃貸人及び管理人

貸主	住所		
	氏名		電話番号
管理委託先	住所	〒	
	氏名	貸主管理	電話番号

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	小川 寿士	電話番号	
緊急時の連絡先	住所	電話番号	090-8564-7909
	氏名	小川 寿士	借主との関係 本人

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額	75,000円	権利金	-円
	(別途消費税)	-円	(別途消費税)	-円
管理費及び共益費	月額	5,000円	礼金	-円
	(別途消費税)	-円	(別途消費税)	-円
駐車料 (区画No.-)	月額	付無料円	敷金	賃料の0ヶ月分 -円
	(別途消費税)	-円		
	月額	-円	保証金	賃料の3ヶ月分 225,000円
	(別途消費税)	-円		
	月額	-円	保証金償却	償却時期
	(別途消費税)	-円		償却率 無% (別途消費税)
	月額	-円	更新料	更新時 新賃料の1ヶ月 (別途消費税)
	(別途消費税)	-円		

(7) 支払方法

支払方法 支払期限	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。		
	振込先	(振込料借主負担)	
	金融機関名		

整理番号

64

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	--

支出年月日	2025 年 8 月 22 日
支 出 額	13,860 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $15,400 \times 0.9 = 13,860$)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の 駐車場賃料 2台分(9月分)
支 出 先	株式会社ハッチ・ワーク

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村篤弘



月極駐車場一時使用契約同意書【個人用】

賃借人は、下記要目表記載の賃貸物件の利用に関して、別紙「月極駐車場一時使用契約約款」記載の各条項を読み、その内容を十分理解した上、

2023年6月1日より月極駐車場一時使用契約が適用されること、並びに株式会社ハッチ・ワークに支払委託を申込みことに同意します。

また、賃借人は、株式会社いるま野サービス及び株式会社ハッチ・ワークが本契約を含む取引の与信判断及び与信後の管理のため、賃借人の個人情報を収集・利用することに同意します。

なお、事後、上記関係書類の未確認を理由として本同意書の無効・取消を主張しないことを誓約します。

【注意事項】

※同意後、内容を確認させていただくためにハッチ・ワークお客様対応センターからお電話を差し上げる場合もございます。

※2023年6月分使用料（2023年5月29日請求分）より、下記要目表の使用料等をお支払い頂きます。

※ご記入は同意者ご自身でお願いします。

以下の	色の箇所を全てご記入の上ご返送下さい	同意書No.	
フリガナ	ミズ 43 マツヒロ	印鑑	
お名前	水村 篤弘	電話番号	04 - 2993 - 0080
メールアドレス	※今後のご連絡（緊急時やメンテナンスのご案内等）に利用させていただきます。必ずご記入ください。 atsuhira @ mizumura.org		
〒 359-0025	埼玉県所沢市上安松864-4		
〒	※上記住所から変更がある場合、新しい住所を以下にご記入ください。		

支払方法	①	口座振替（支払日：毎月27日） 振替手数料お客様負担一律200円別途税 ※振替名義は「アットパーキング」となります。
	②	振込支払（支払日：毎月27日） 振込手数料お客様負担（最大～880円）

↑本契約期間中の支払方法の変更は原則できません。予めご了承の上、ご選択ください。

契約締結日	2023年5月31日	利用開始日	2023年6月1日	契約期間	1年間	次回更新日	2024年6月1日
サイズ制限							
賃貸物件	所在	埼玉県所沢市東新井町 2 6 2 - 5					
	名称	P 所沢東新井町 - 0 1					
使用料等	月額:	7480	円 (税込)	契約区画		契約台数	1
特記事項	区画 001、005 番は軽専用区画とする。区画 002 番は軽自動車および小型車専用区画とする。区画 008 番は車両 2 台まで駐車可能とし、1 台のみ利用の場合も料金の変更はないものとする。			更新料	3740	円(税込)	

賃貸人【甲】	
管理会社	株式会社いるま野サービス 〒 358-0026 埼玉県入間市小谷田4-6-11

丙：集金代行 管理会社	株式会社ハッチ・ワーク 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFビル3階 TEL 050-2018-3333
----------------	---

※ 本書の原本は甲の保管とする。乙丙は本書の複写を保管するものとする。

月極駐車場一時使用契約同意書【個人用】

賃借人は、下記要目表記載の賃貸物件の利用に関して、別紙「月極駐車場一時使用契約約款」記載の各条項を読み、その内容を十分理解した上、
2023年8月1日より月極駐車場一時使用契約が適用されること、並びに株式会社ハッチ・ワークに支払委託を申し込むことに同意します。
また、賃借人は、株式会社いるま野サービス及び株式会社ハッチ・ワークが本契約を含む取引の与信判断及び与信後の管理のため、賃借人の個人情報を収集・利用することに同意します。
なお、事後、上記関係書類の未確認を理由として本同意書の無効・取消を主張しないことを誓約します。

【注意事項】
※同意後、内容を確認させていただくためにハッチ・ワークお客様対応センターからお電話を差し上げる場合もございます。
※2023年8月分使用料（2023年7月27日請求分）より、下記要目表の使用料等をお支払い頂きます。
※ご記入は同意者ご自身でお願いします。

以下の色の箇所を全てご記入の上ご返送下さい		同意書No.	
フリガナ		印鑑	電話番号 04 - 2993 - 0080
お名前	水村 篤弘		
メールアドレス	※今後のご連絡（緊急時やメンテナンスのご案内等）に利用させていただきます。必ずご記入ください。 atsuhiro@mizumura.org		
〒 359-0025	埼玉県所沢市上安松864-4		
〒	※上記住所から変更がある場合、新しい住所を以下にご記入ください。		

支払方法	☒ ①	口座振替（支払日：毎月27日） 振替手数料お客様負担一律200円別途税 ※振替名義は「アットパーキング」となります。
	☐ ②	振込支払（支払日：毎月27日） 振込手数料お客様負担（最大～880円）

↑本契約期間中の支払方法の変更は原則できません。予めご了承の上、ご選択ください。

契約締結日	2023年7月31日	利用開始日	2023年8月1日	契約期間	1年間	次回更新日	2025年4月1日
サイズ制限							
賃貸物件	所在	埼玉県所沢市東新井町262-5					
	名称	P所沢東新井町-01					
要目表	使用料等	月額: 7,920 円 (税込)	契約区画		契約台数	1	
	特記事項	(1)区画 001、005 番は軽専用区画とする。区画 002 番は軽自動車および小型車専用区画とする。(2)区画 008 番は車両 2 台まで駐車可能とし、1 台のみ利用の場合も料金の変更はないものとする。(3)次回更新日の更新事務手数料は賃料の1か月分（税別）とする。それ以降は1年毎の更新とし、更新事務手数料を賃料の0.5か月分（税別）とする。		更新料	3,960 円(税込)		

賃借人【甲】	
管理会社	株式会社いるま野サービス 〒358-0026 埼玉県入間市小谷田4-6-11

丙：集金代行 管理会社	株式会社ハッチ・ワーク 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFビル3階 TEL 050-2018-3333
----------------	---

※ 本書の原本は甲の保管とする。乙丙は本書の複写を保管するものとする。

月極駐車場一時使用契約約款

本月極駐車場一時使用契約約款（以下、「本一時使用約款」という。）は、賃貸人（以下、「甲」という。）と賃借人（以下、「乙」という。）との間で締結される、本駐車場（以下に定義する）に関する一時使用契約（以下、「本契約」という。）に適用される。

本契約において、「本駐車場」とは、株式会社ハッチ・ワーク（以下、「丙」という。）の提供するオンラインサービス「at PARKING online」（以下、「丙サービス」という。）上の「お申込みフォーム」（以下、「お申込みフォーム」という。）及び丙サービス上の「マイページ」（以下、「マイページ」という。）乙は、契約締結後はマイページ上で契約物件詳細を含む契約条件につき確認できる。）内の契約物件詳細（以下、「契約物件詳細」という。）の区画情報欄記載の駐車場をいう。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、本駐車場を、お申込みフォーム及び契約物件詳細の車両情報欄記載の車両（以下、「駐車車両」という。）用の駐車場としての目的で、本一時使用約款並びにお申込みフォーム及びマイページに定める条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条（保証委託契約の締結）

乙は、本契約に基づく甲に対する債務につき、甲の認める保証会社（以下、「保証会社」という。）との間で保証委託契約（以下、「本保証委託契約」という。）を締結しなければならない、乙が保証会社との間で本保証委託契約を締結しない場合、又は、乙が保証会社の実施する審査に合格しない場合、甲は本契約を締結せず、又は、解除することができる。

第3条（委託）

1. 甲は、本契約に定める賃貸人としての業務の一部を、丙に委託する。
2. 丙は、甲から受託した本契約に定める業務の全部又は一部を、丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第4条（契約期間）

1. 本契約に基づく契約期間はお申込みフォーム及び契約物件詳細の利用開始日欄記載の日より1年間とする。ただし、期間満了までに甲又は乙においてマイページから丙の定める方法により解約をしないときは、本契約は同一条件にてさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。なお、解約については第13条に定めるとおりとする。
2. お申込みフォーム及び契約物件詳細の支払情報欄に更新料又は更新事務手数料（以下、「更新料又は更新事務手数料」という。）の記載がある場合、前項ただし書により本契約が更新される際は、乙は甲に対して更新料又は更新事務手数料を支払う義務を負う。更新料又は更新事務手数料の支払方法は、次条に定めるとおりとする。

第5条（使用料等）

1. 毎月の使用料（以下、「使用料」という。）、その他の費用（以下、使用料とあわせて「固定費用」という。）、初期費用、更新料又は更新事務手数料及びその他の費用（以下、固定費用、初期費用、更新料又は更新事務手数料及びその他の費用をあわせて「使用料等」という。）並びに使用料等の支払方法（口座振替又は振込）は、お申込みフォーム及び契約物件詳細の支払情報欄並びに本一時使用約款記載のとおりとする。
2. 乙は、本一時使用約款に定める方法により、使用料等を支払い、丙はかかる使用料等を、甲に代わって受領する。
3. 前項の使用料等の受領を行うため、甲は、丙に対して、乙から支払われる使用料等を代理受領する権限を付与する。
4. 甲及び乙は、前二項に基づき、乙が、丙に対して使用料等を支払った時点で、乙が甲に対して負う当該使用料等支払債務は履行完了により消滅し、以後甲は乙に対して当該使用料等の支払いを請求しないことに同意する。

5. 口座振替による支払いの場合
 - (1) 収納代行手数料：金 200 円（税別）は、乙の負担とする。
 - (2) 乙は、各月の固定費用を、前月 27 日に乙の指定する口座からの口座振替の方法により支払うものとする。乙は、甲及び丙に対して丙の定める方法により当該口座の通知を行うものとする。
 - (3) 乙の預金残高不足により口座振替ができなかったとき、乙は、直ちに甲又は丙の指示により、丙に対し、予定額（口座振替ができなかった使用料等と収納代行手数料の合計額）、及び丙の請求手数料として金 500 円（税別）を支払う。
6. 振込による支払の場合
 - (1) 振込手数料は実費すべてを乙の負担とする。
 - (2) 乙は、各月の固定費用を、前月 27 日までに甲又は丙の指定する支払先口座に振込む方法により支払うものとする。甲又は丙は、乙に対して電子メールその他丙の定める方法により当該支払先口座の通知を行うものとする。
 - (3) 乙の振込による支払いがなかった場合、乙は、直ちに甲又は丙の指示により、丙に対し、コンビニ決済による方法で予定額を支払う。この場合、支払時に丙の請求手数料として金 500 円（税別）を乙は負担する。
7. 第 4 条第 2 項に該当する場合、乙は、更新料又は更新事務手数料を、第 4 条第 1 項ただし書により本契約が更新された月の固定費用とあわせて支払うものとする。支払方法が口座振替による支払いの場合、乙はあらかじめ本契約が更新された月の固定費用と更新料又は更新事務手数料があわせて口座振替されることにつき同意するものとする。
8. 甲及び丙は、乙に対し、使用料等及び前二項に定める手数料に領収書及び請求書は発行しないものとする。
9. 1 ヶ月未満の月の使用料は当該月の日数の日割計算とする（単位金 1 円未満は切り捨て）。
10. 使用料等に敷金が含まれる場合
 - (1) 敷金は無利息とし、甲は、本契約終了による本駐車場の明け渡しとひきかえに敷金を乙に返還する。ただし、使用料等の滞納分又は乙の責に帰すべき損害金があるときはこれを控除して残額を返還することができる（振込手数料は乙の負担とする。）。
 - (2) 乙は、本契約期間中は敷金をもって使用料等その他の債務の弁済に充てることはできない。
11. 甲は公租公課の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、使用料等を変更することができる。
12. 消費税率が変更した場合、乙は当該消費税率に基づく消費税相当額を支払う。
13. 丙から甲への使用料等の引渡しは、丙から甲へ支払う方法のほか、丙が任意に選定する第三者に再委託する方法により支払うことができるものとする。

第 6 条（遵守事項）

乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡易な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書その他駐車場の使用にあたっての注意事項等が記載された書類（配置図に注意事項等が記載されている場合を含むが、これらに限られない）を確認し、その記載事項に従うこと。
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

第 7 条（駐車車両の変更等）

1. 乙は、駐車車両を変更する場合は、あらかじめ丙の定める方法により甲又は丙に通知しなければならない。
2. 乙は、駐車車両以外の車両を本駐車場に駐車することはできない。ただし、あらかじめ甲又は丙の承諾を得た場合はこの限りでない。

第8条（登録事項の変更）

乙は、現住所の変更又は、連絡先の変更があった場合は、速やかに丙の定める方法により甲又は丙に通知し、甲又は丙の確認を得なければならない。また乙は、契約名義を変更する際は、新規契約となり、契約名義人が契約事務手数料を負担しなければならないことを承諾する。

第9条（保管場所使用承諾証明書等の発行）

1. 乙からの依頼により、各種書類を発行する場合、甲は乙に対し、その費用を請求することができる。保管場所使用承諾証明書発行手数料は金 3,000 円（税別）とする。その他の書類についての発行手数料は、別途甲の定める金額とする。
2. 甲は乙からの費用の入金を確認した後、各種書類を発行する。
3. 保管場所使用承諾証明書発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第10条（本駐車場の変更）

1. 甲は、乙に対して、本駐車場に代えて、駐車場施設内における他の区画を指定して、駐車場所の変更を命じることができる。乙はこれに異議なく従わなくてはならない。ただし、乙は、当該申し入れを受けた場合、直ちに本契約を解約することができる。この解約申し入れの場合には、第13条の規定は適用しない。
2. 甲は、駐車場施設の修理保全及び防犯、防災等のため必要があるときは、乙による本駐車場の使用を一時的に停止し、又は車両を本駐車場外に移動することを求めることができる。この場合、乙は遅滞なく甲の指示に従わなければならない。
3. 乙が前項の指示に従わない場合、甲は、乙の駐車車両を移動させて、本駐車場外で保管することができる。この場合、乙は甲に対して、車両損壊の場合を除いて、車両移動によって生じた損害の賠償を求めることができない。

第11条（解除）

1. 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告なく、乙に書面にて通知し本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
 - (1) 乙が使用料の支払を2ヶ月分以上滞納したとき（乙の委託を受けた保証会社が乙に代わって甲に代位弁済し、当該保証会社から求償されたにもかかわらず、乙が求償債務を弁済しない場合は使用料金を滞滞したものともみなす）。
 - (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
 - (3) 他の車両を駐車させたとき。
 - (4) その他本契約の条項のいずれかに違反したとき。
2. 前項による契約解除が行われた場合、甲及び丙は乙に対し、既に受領した固定費用その他の金銭を返還しない。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、自己又はその代表者、役員又は実質的に経営権を有する者が、現在、(1)暴力団等の反社会的勢力、(2)反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しない者、又は(3)反社会的勢力に対する資金提供、便宜の供給、その他密接な関わりを有する者に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲は、乙が前項に定める表明又は確約に違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。甲は、かかる解除によって乙に生じた損害を賠償する責任を負わず、乙に対し、甲又は丙に生じた損害の賠償を請求できる。

第13条（解約）

1. 甲又は乙が相手方に対しマイページより丙の定める方法により本契約の解約の申し入れをした場合、本契約は解約の申し入れの日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日をもって終了するものとし、相手方当事者は、その申し出を拒むことはできないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約の申し入れの日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日までの使用料

相当額を甲に支払うことにより、ただちに本契約を解約することができる。

第14条（明け渡し）

1. 本契約期間の満了、契約解除その他の事由により本契約が終了した場合は、乙は直ちに本駐車場を甲に明け渡さなければならない。
2. 乙が本契約終了までに本駐車場を明け渡さない場合は、乙は、甲に対し、本契約終了日の翌日から明け渡し完了にいたるまでの固定費用相当額の倍額を支払い、かつ明け渡し遅延により甲が蒙った損害を賠償するものとする。
3. 乙が本契約終了日から7日が経過しても明け渡しを完了しない場合、乙は、甲又は丙に対し、乙に代わって以下の事項を行い本駐車場の明け渡しを行う権限を授与する。また、乙は、この場合、本駐車場に残置された動産の所有権を放棄し、甲又は丙がかかる動産を搬出、運搬、保管、処分することに何らの異議を申し出ないものとする。
 - (1) 駐車車両及び乙の関与によって駐車されている車両（以下、「駐車車両等」という。）を甲又は丙の指定する箇所に移動し保管すること
 - (2) 本駐車場内の動産類の搬出運搬。
 - (3) 搬出した動産類の廃棄保管及び乙への引渡。
 - (4) その他本駐車場明け渡しに必要な一切の事項。
4. 本契約終了後も、本駐車場内に乙又は乙の関係人の残置物がある場合、その処理は前項に準じるものとする。
5. 乙は移転料その他名目の如何を問わず、甲に対し金品等一切の請求をしないものとする。
6. 乙が固定費用の支払いを遅延したときは、乙は、遅延金額に対して年利14.6%（年365日の日割計算）の割合による損害金を甲に支払うものとする。ただし、乙は、当該損害金の支払いにより第11条に定める甲の契約解除権の行使を免れるものではない。

第15条（駐車車両の移動及び保管）

1. 前条3項(1)の規定により、甲又は丙が駐車車両等を移動する場合及びその保管をする場合において、車両に損傷或いは故障が生じたときといえども、乙は異議を述べない。
2. 前条3項(1)の規定により甲又は丙が保管する駐車車両等の保管期間は最長1ヶ月とする。この期間内に乙が甲又は丙の保管にかかる車両を引き取らない場合、以後甲又は丙がいかなる処分をしても乙は異議を述べない。
3. 甲又は丙が保管する車両内の動産の一部又は全部に紛失・毀損等の損害が生じた場合といえども、甲及び丙は一切の責任を負わない。

第16条（本駐車場のサイズ制限等）

1. 甲は、本駐車場を現況有姿で乙に引渡すものとし、本駐車場のサイズ制限（長さ、幅、高さ、リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高を含むが、これらに限らない。以下同じ。）を含む状況（以下「本駐車場のサイズ制限等」という。）については、お申込みフォーム及び契約物件詳細の区画情報欄記載の情報にかかわらず、実際の状況が優先されるものとする。
2. 乙は、本駐車場のサイズ制限等が、お申込みフォーム及び契約物件詳細の区画情報欄記載の情報と異なる場合があることにつきあらかじめ同意するものとし、本駐車場のサイズ制限等及び駐車車両を本駐車場に駐車することが可能かどうかについては、自身の責任で確認するものとする。
3. 本駐車場において、本駐車場のサイズ制限等に起因して、駐車車両の損傷その他いかなる事故が発生しても、甲及び丙は一切の責任を負わないものとする。当該事故により、本駐車場の諸施設を損壊等が生じた場合、乙は、直ちに当該損壊等の損害を甲又は本駐車場の諸施設の所有者等に賠償しなければならない。

第17条（免責）

1. 本駐車場において乙の車両等の盗難、損傷、滅失等の第三者の行為、不可抗力その他甲及び丙の責に帰すべからざる事由によりいかなる事故が発生しても、甲及び丙は一切その責任を負わない。
2. 本駐車場又はこれに至る経路等に、他の車両が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲及び丙は乙に対して何ら補償、損害賠償等の義務を負わない。

第18条（乙の賠償責任）

乙又はその関係者（同乗者を含む）が故意又は過失により、本駐車場の諸施設（土壌汚染原因物質を浸透させた場合を含む）、第三者、又は第三者の財産に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者等に賠償しなければならない。

第19条（譲渡禁止）

乙は、本契約に基づく乙の権利及び義務又は契約上の地位を他の第三者に譲渡その他の処分又は転貸することはできない。

第20条（本一時使用約款及び本契約の変更）

1. 丙は、甲もしくは、甲の指定する管理業務の受託者の同意を得て、本一時使用約款を必要に応じていつでも変更することができるものとする。
2. 丙は、本一時使用約款を変更する場合は、1ヶ月間以上の予告期間において、変更後の本一時使用約款の内容を乙に通知又は丙サービス上若しくは丙のウェブサイト上に掲載する。当該予告期間経過後、乙が本駐車場の利用を継続した場合又は当該予告期間内に解約の手续をとらなかった場合には、乙は本一時使用約款の変更に同意したものとみなし、本契約もあわせて変更される。

第21条（協議）

本契約に定めのない事項、ならびに本契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第22条（本一時使用約款の保管）

甲及び乙並びに丙は、自己の責任と負担において、本一時使用契約約款を保管するものとする。

第23条（管轄裁判所）

本契約に関して甲乙間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

制定 2019年10月1日

改定 2020年3月1日

改定 2020年6月16日

改定 2020年8月19日

整理番号	59
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2025 年 8 月 25 日	支出額	110,162 × 0.9 = 99,146 円
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 9月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 上尾伊奈 支部
---------	-------------------------

口座名義人町田皇介

07-08-25 .送金	*112,000	IB
07-08-25 .手数料	*165	

③事務所家賃 9月分
【内訳】

事務所家賃 110000円
円

【振込手数料】
165 × 110000 ÷ 112000 = 162

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 町田皇介 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	佐藤ビル 1階 102号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県上尾市宮本町10-26		
		(登記簿)		
	構 造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸		
	種 類	店舗	新築年月	昭和45年11月
	面 積	約33㎡(現況優先)		
附 属 施 設		公営水道・東京電力		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

令和6年7月1日 から 令和9年6月末日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和3年3月1日
(契約終了の通知をすべき期間) 令和8年6月1日 から 令和8年12月末日まで	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %	管理・ 共益費	月額無し (別途消費税相当額 円) 消費税率 %
水道料	月額2,000円	敷 金	330,000円 (賃料3ヶ月分)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の月額支払金額の合計		月額 112,000円 (別途消費税相当額 円)	消費税率 %
賃料等の支払時期		翌月分を毎月25日まで	
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込	振込先金融機関名: [REDACTED] 支店 預金: 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: 振込手数料負担者: 借主	
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) 町田皇介
	(自 宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・ 部署名)
	(携 帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名		
	住所		
	適格請求書発行事業者登録番号		
管理業者	貸主自主管理		
	所在地	TEL	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名		
		住所		
	☒ 家賃債務保証業者の提供する保証	極度額	3,960,000円(月額賃料総額×36ヵ月)	
		家賃債務保証業者名	全保連株式会社	
		主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号	

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分(消費税別)を支払うものとする。
但し、本物件は老朽化につき本契約より7年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所で出すゴミ(営業用塵芥類)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督省庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は残置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。
- 所有者変更 (令和5年8月8日贈与)

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

R6年 4 月 30 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主	氏名	田中 皇介	TEL	
	住所			
丙・ 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額			

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	上尾市宮本町4-14 048-778-1750	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社マハロハ	商号又は名称	
	代表者の氏名	光廣 昌子	代表者の氏名	Ⓔ
	免許証番号	埼玉知事(4)第21590号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅 地 建 物 取 引 工 士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号	号	登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社マハロハ	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	上尾市宮本町4-14 48-778-1750	事務所所在地 TEL	

※ 図は原則として実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

68

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2025 年 8 月 27 日	支出額	100,078 × 0.9 = 90,070 円 ※政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所家賃 9月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第1支部

口座名義人:細川 威

2025. 8. 27

送金 IB

105,000

2025. 8. 27

手数料

82

③事務所家賃 9月分

④

【内訳】

事務所家賃 100,000円

円

《振込手数料》

$$82 \times \frac{100,000}{105,000} \div 78$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物（駐車場付）・水道代 賃貸借契約書

賃貸人 ■■■■■（以下甲という）と賃借人 細川威（以下乙という）は以下のとおり建物（駐車場付き）賃貸借契約（以下本契約という）を締結する。

（目的）

第1条 甲は乙に対し下記記載の建物（駐車場付）の占有部分（以下本物件という）を事務所として、本契約に記載の条件で賃貸する。

記

所在地 埼玉県越谷市東大沢 2-4-2

名 称 岡田医院

専用駐車場(2 台分)

（賃貸借期間）

第2条 本契約の期間は令和7年5月1日から令和9年4月30日までとし、期間満了の2ヶ月前までに更新しないこととの意思表示がない場合は自動的に2年間更新されるものとする。

（賃料）

第3条 賃料は月額金10万円（消費税込み）と水道代月額金5千円とし乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし振込み手数料は乙の負担とし、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算をした額とする。

（賠償債務）

第4条 乙は、来訪者その他の関係者が故意または過失によって本件建物及び駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

（現状引き渡し等）

第5条 甲は乙に対しは本物件を現状のままで引き渡すものとする。本物件の通常の使用で発生する修繕費用は乙の負担とし、疑義のある場合は甲乙協議のうえ決定する。

（甲の免責事項）

第6条 不可抗力、第3者の行為、その他甲の責に帰すべき事由以外の事由により乙の車両等に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

（解約）

第7条 甲及び乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。

（別協議事項）

第8条 本契約期間中に係る電気・水道・ガスの使用料金等については別途協議して決定する。

(協議)

第9条 甲および乙は本契約に定めのない事項が生じたときや本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い円満に解決を図るものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため本書2通を作成し甲乙各自署名押印のうえ甲乙各自その1通を保持する。

令和 4 月 25 日

7

賃借人 (甲)

住 所

氏 名

賃借人 (乙)

住 所

氏 名 細川 威

整理番号

67

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費

9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

2025 年 8 月 27 日

支 出 額

《内訳》

賃料: 82,500円

74,448 円

送金手数料: 220円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

(按分した場合の積算方法 $82,720 \times 0.9 = 74,448$)

使 途

埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の
賃料及び集送金手数料 (9月分)

支 出 先

株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村篤弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイビル航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日付にて既に締結済みである現行の賃貸借契約について次の通更新することを双方合意した。

記

1. 期 間 2024年5月1日 より 2027年4月30日 までとする。
2. 敷 金 210,000 円
3. 新 賃 料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税10% - 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税10% - 円)
5. 期間内解約 乙は 3ヶ月前までに甲に対し書面にて通知をすることとする。
6. 特約事項

・設備の不具合、苦情、解約等についてはプロコール24(電話0120-073-889)に直接連絡するものとします。
上記の通り、原契約の一部変更と継続について貸主(甲)と借主(乙)間の協議が成立したため、
本合意書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。
尚、本合意書に定めなき事項については、原契約の各約定および特約条項を継承するものとする。
以上

2024 年 4 月 10 日

貸主(甲) 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社 セイワランドック

適格請求書発行事業者登録番号： T4030001024405

借主(乙) 住所：埼玉県所沢市東新井町256-1 タイビル航空公園 202

氏名：水村 篤弘 TEL: 04-2998-6555

メールアドレス：atsuhito@mizumura.org ※次回更新時より電子契約での更新お手続きとなります。

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-1111

緊急連絡先

住所：

氏名：

TEL：

連帯保証人

原契約の通りとする。

管理会社

登録番号：国土交通大臣(2)第002593号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワランドック

代表者：倉重 武利

整理番号

61

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費

9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

2025 年 8 月 27 日

支出額

12,165 × 0.9 = 10,949 円

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所駐車場 9月分

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾伊奈 支部

《口座名義人:町田 皇介》

07-08-27 .送金

07-08-27 .手数料

*12,000 IB

*165

③ 事務所駐車場代 9月分

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

村 パーキ 駐車場賃貸契約書

貸主

と借主

町 田 皇 介

とは

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8				
2	駐車場 区 画	番				
3	車 両	車 名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストイル赤)	
		フジオー ステーション ワゴン青				
4	賃 料	1 ヶ 月	12,000円 1台	支 払 方 法	当月末翌月分前納 指定銀行への振込	特 約 2ヶ月分滞納の 時は無催告解除
5	期 間	自 2019 年 10 月 9 日 至 2020 年 10 月 8 日		特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする	
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし				
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特 約	違反のときは 無催告解除
8	解 約	賃貸人 ※1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 ※1ヶ月前予告 解約可能				
9	保証金	金 12,000円 円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日 2019 年 10 月 9 日

貸主 住所 (所在地)

氏名 (名称)

電話番号

借主 住所 (所在地)

氏名 (名称)

電話番号

村 パーキング

町 田 皇 介

〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26

佐藤ビル102

048-729-6272

整理番号

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

町田 皇介様

振込先変更のお知らせ

来月分（9月分）の駐車料金より、下記の口座に変更をお願い致します。

なお、振込期限は8月31日までをお願い致します。

記

埼玉県信用金庫

口座番号

口座名義

2023年8月21日

ヤマトラパーキング
宮本町 8-8

整理番号

115

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	7年8月27日	支出額	23,300 × 90% 20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所倉庫費		

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

《口座名義人: 木村勇夫》

24 07-08-27 .振替

*23,300 DF.チリヨウ

③ 事務所倉庫費

④ 株式会社平和不動産

(内訳)

・ 倉庫賃貸料 23,100 円

・ 振替手数料 200 円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、
甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約 (以下、本契約という) を締結する。

第1条 (使用区分等)

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3 (レンタルコンテナ武蔵浦和・)

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条 (使用目的及び範囲)

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条 (期間及び更新)

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条 (月額賃料)

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

(内訳：賃料 円・消費税 円)

第5条 (賃料の支払い方法)

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料 (1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります) 及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

整理番号 116

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	7年8月28日	支出額	9,200 × 90% 8,280 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場代 9月分(辻4丁目)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

《口座名義人: 木村勇夫》

③ 事務所駐車場代 9月分(辻4丁目)

④ 有限会社 埼玉ホーム

07-08-28 振替

*9,200 RKS(サイキョウホーム)

内訳

・ 駐車場賃料 9,000円
・ 振替手数料 200円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借更新契約書

物件名:栗原辻4丁目駐車場

No.

所在地:埼玉県さいたま市南区辻4-12

契約者名:木村 勇夫 様

貸主及び借主は 2022年12月25日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2024年12月25日 より 2025年12月24日 までとする。
2. 敷 金 円
3. 賃 料 月額 総額 9,000 円 (本体 9,000 円 消費税 0 円)
4. 口座振替代 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
6. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 特 記 事 項 [更新事務手数料] 9,000円+消費税
その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

令和6年 11月29日

貸 主 住所:
氏名:
借 主 住所:
氏名: 木村 勇夫 TEL:
勤務先住所: 埼玉県浦和市高砂 3-15-1
勤務先名: 埼玉県庁 勤務先TEL: 048-824-2111
緊急連絡先 住所:
氏名: 続柄: TEL:
借 主 e-Mail: web-kimura@800.jp

仲介業者 免許番号: 埼玉県知事 (10) 第12149号

住所: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

会社名: 有限会社埼京ホーム

代表者: 里中 宗一郎

宅地建物取引士: 登録番号:

整理番号

83

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2025 年 8 月 28 日	支出額	94,710 × 0.9 = 85,239 円
	※政務活動費を充当した金額を記載		
使 途	事務所家賃 9月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部

口座名義人 : 野本 怜子

25-8-28RKS(タイフンウリ)

94,710

③ 事務所家賃 9月分

94,710 × 0.9 = 85,239

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12
グローバル県庁前 201

野本 怜子 様

発行日 2023年11月04日

株式会社大和不動産 管理経理係

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1

エイペックスタワー浦和オフィス西館7階

TEL : 048-833-4800

自動引落開始の御案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、表記の件につきまして下記の通り実施致したくお願い申し上げます。

敬具

毎月お引落額:

94,710 円

毎月 28 日(休日時は翌銀行営業日)

(初回お引落予定額:

94,710 円

初回引落し予定日

2023年11月28日)

内訳 (変動費除く)			金額	税額	税込額
グローバル県庁前	201	家賃	86,000 円	8,600 円	94,600 円
合計			86,000 円	8,600 円	94,600 円
口座振替手数料(消費税込)					110 円

内訳 (変動項目)

引落日前日までに、引落口座の預金残高をご確認ください。
なお、印鑑相違などの書類不備により、お引落の手続きができない場合は、後日書類を改めてご記入いただくことがあります。また、上記記載の通り口座振替手数料がかかりますのでご了承ください。

請求金額: 口座振替手数料110円(うち、消費税額10円) 適用税率10%

弊社のインボイス登録番号: T6030001004982

取引内容: 賃料等を口座振替にて支払う際の口座振替手数料

銀行	みずほ
口座種別	普通
フリガナ	/モトレイコ
名義人	野本 怜子

支店	
口座番号	***

重要事項説明書(事業用)

2023年9月17日

野本 怜子

様

下記の建物(以下「本物件」という)について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

宅地建物取引業者	商号 又は名称	株式会社大和不動産	商号 又は名称	
	代表者氏名	代表取締役 小山 陽一郎	代表者氏名	
	主たる事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番 エイベックスクワー浦和中央館	主たる事務所	
	TEL	048-833-7868	TEL	()
	免許証番号	埼玉県知事 (12) 第 008048 号	免許証番号	() 第 号
宅説明建物を取引士	免許年月日	2021年7月23日	免許年月日	
	氏名		氏名	
	登録番号	号	登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社大和不動産 浦和店	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エイベックスクワー浦和オフィス西館	事務所所在地	
取引態様	TEL	048-824-1161	TEL	
	賃貸借	媒介	賃貸借	媒介
	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2-6-3	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	
	宅地建物取引業 保証協会支部 名称及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15	宅地建物取引業 保証協会支部 名称及び所在地	
	弁済業務保証金の 供託所及び その所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	弁済業務保証金の 供託所及び その所在地	
名称 所在地 種類 構造・規模 用途制限	名称	グローバル東片前	区画	2 階 (201 ユニ)
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12	契約面積	26.6 m ² 8.04 坪
	種類	店舗、事務所、居宅、駐車場	竣工年月	1971 年 01 月
	構造・規模	鉄筋コンクリート造 陸屋根 地下 0 階付 地上 7 階建		
	用途制限	事業用 事務所 県議会議員事務所		
貸主	氏名	有限会社グローバル・アイ		
	住所	埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7		
登記名義人と貸主が異なる場合の理由 同一				

1. 登記簿に記録された事項

建物	所有権に関する事項(甲区欄)		所有権以外の権利に関する事項(乙区欄)
	所有者	所有権にかかる権利に関する事項	
	氏名: 有限会社グローバル・アイ 住所: 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7	無	
			有 添付登記情報書参照

2. 抵当権の補足説明

本物件に抵当権(根抵当権)が設定されている場合、その抵当権(根抵当権)が実行され、競売により買受人から明渡しを求められたときには、6ヶ月以内に明渡しされなければなりません。この場合、貸主に預けた敷金(保証金)についての精算は、買受人に求めることは出来ません。また買受人より明渡しを求められない場合においても、買受人より新たに賃貸借契約の締結を求められ、新たに敷金(保証金)の預託を求められることがあります。

3. 契約期間及び更新に関する事項

契約期間	2023 年 10 月 01 日 から 2026 年 09 月 30 日 までの 3 年間
更新に関する事項	更新時に更新料として新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂き、かつ 更新事務手数料として新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。(賃貸借契約書第3条参照)

4. 賃料及び賃料以外に授受される金額

項目	金額	別途消費税	項目	金額	別途消費税
賃料	月額 86,000 円	8,600 円	仲介手数料	68,800 円	6,880 円
共益費	月額 0 円	0 円	保証金	430,000 円	非課税
—	月額 — 円	— 円	礼金	86,000 円	8,600 円
—	月額 — 円	— 円	保証金の償却	無	
			賃貸保証委託料	無し	
			更新保証委託料	無し	
支払方法	振込または口座振替 毎月 末 日までに翌月分を支払うものとします(持参債務の為、振込み費用等は借主負担)				

5. 水道・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

上水道	さいたま市水道局電話受付センター	048-665-3220
電気	東京電力エナジーパートナー株式会社(埼玉県)	0120-995-441
ガス	無し	
下水道(排水)	本下水	

6. 本物件の設備の整備状況

設 備	備 考	設 備	備 考
エレベーター	1基		
オートロック			
オール電化	深夜電力で湯を沸かしてます。前日までに電力契約必須		
自動火災報知設備			
消火栓			
建物使用時間	24時間使用可能		
TVインターホン	アイホン GAM-2MK		
温水洗浄便座	INAX CW-D11 2020年製		
給湯キッチン			
IHクッキングヒーター	CH-11B		
電気温水器	INAX EHPN-H13N1		
エアコン(残置物)	洋 ダイキン F40JTSXP-W 2008年		
照明器具付(電球は借主負担)	洋×4		
火災警報器	洋×1		
電気 電灯(単三)100V 専用メーター			
水道 専用メーター			
火災報知器 感知器	2ヶ所		
ミニキッチン			
給湯室 換気扇			
事務所用 換気扇	1台		
トイレ 換気扇			
トイレ洋式			

7. 建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件のとき記入)

完成物件につき該当なし。

8. 契約の解除に関する事項

借主の解約予告

- 借主が賃貸借期間の途中で賃貸借契約を解約しようとするときは、貸主に対し解約日の 3 ヶ月前迄に書面により解約する旨の通知をしなければなりません。
- 借主は、前号の通知に代えて、貸主に対し賃料の 3 ヶ月分相当額の金銭を支払うことにより、即時に賃貸借契約を解約することができるものとします。

賃貸借契約書第26条参照。

9. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項

- 借主は、借主又はその同居人の故意又は過失により本物件を毀損若しくは汚損し、又は第三者に損害を与えたときは、直ちにこれを賠償するものとします。
- 契約解除通知後の明渡し期日の遅延による貸主の損害は借主が責めを負うものとします。

賃貸借契約書第12条、第19条、第24条、第28条、第29条参照。

10. 法令に基づく制限の概要

法令名	有無	内容
新住宅市街地開発法	無	新住宅市街地開発法32条1項…新住宅市街地開発事業の工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成宅地等やその上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
新都市基盤整備法	無	新都市基盤整備法51条1項…換地処分があった旨の公告の日の翌日から10年間は、開発誘導地区内の土地(工業団地造成事業が施行されるべき土地を除く)またはその土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
流通業務市街地整備法	無	流通業務市街地の整備に関する法律38条1項…流通業務団地造成事業にかかる工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成敷地等またはその上に建設された流通業務施設や公益的施設に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者は、都道府県知事の承認を受けなければなりません。
農地法	無	農地法73条1項…国から未開墾地等の売渡しを受けた者が、開墾を完了すべき時期から3年を経過する前において、その売渡しを受けた土地等につき所有権の移転や用益権の設定・移転をする場合には、当事者は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

11. 支払金または預り金の保全措置の概要

保全措置を講じるかどうか	講じません。
--------------	--------

12. 本物件が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域	区域外
----------	-----

13. 本物件の存する区域

土砂災害警戒区域	区域外
----------	-----

14. 本物件が津波災害警戒区域内か否か

津波災害警戒区域	区域外	内容
----------	-----	----

15. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水	雨水出水(内水)	高潮
	有	無	無
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地	別添ハザードマップ参照		

16. 石綿使用調査内容

調査結果記録の有無	無
内容	実施機関 調査範囲 調査年月日 使用の有無 備考
	本物件のうち建物について、アスベスト(石綿)使用の有無に関する調査結果の記録が保存されているかについて貸主に問い合わせたところ、記録は無いと回答されております。

17. 耐震診断の内容

耐震診断の有無	無
内容	実施機関 調査年月日 調査結果 備考
	全部事項証明書(建物登記簿)の竣工年月日: 1971 年 01 月 31 日 (居住用建物は昭和56年12月31日以前のもの、事業用建物・区分所有建物は昭和58年5月31日以前のものは調査対象となります。但し、耐震診断の実施自体を行うことを義務付けたものではありません。)

18. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

調査実施の有無	無
内容	既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。

19. 用途その他の利用の制限に関する事項

	区分所有建物の場合における専有部分の制限に関する規約等	その他
用途制限	—	賃貸借契約書第2条参照。
利用の制限	—	賃貸借契約書第15条参照。

20. 敷金・保証金の精算に関する事項

賃貸借契約書第10条参照。

敷金・保証金は本契約終了の場合、賃借人が貸室を完全に明け渡し、賃借人の賃貸人に対する一切の債務に充当したあと、なお残額があれば、賃貸人はこれを賃借人に 60 日以内に返還とします。

21. 金銭の貸借のあつせん

あつせんの有無 業者によるあつせんはありません。

22. 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	株式会社大和不動産 管理課	
住所(主たる事務所の所在地)・TEL	さいたま市浦和区高砂1丁目2-1エイペックタワー浦和中央館202	0120-319-208
マンション管理業者の登録をしているとき、登録年月日及び登録番号		

23. 注意事項

- 賃料・共益費・仲介手数料・その他課税対象となる諸費用については、別途消費税をご負担いただきます。
- 本契約に基づいて借主が貸主に支払う賃料・共益費・その他諸費用等につき、消費税法等により課税される消費税・地方消費税は借主の負担とし、借主はその法定税率に従い賃料・共益費・その他諸費用等に加算して貸主へ支払うものとする。なお、契約期間中に税率に改定があった場合にはその改定後の新消費税をご負担して頂きます。
- 借主のその用途に伴い消防署などから指摘された事項は、借主の費用負担にて対処してください。
- 本物件の用途地域は 商業地域 です。
- 本契約の連帯保証の極度額は 3,405,600円 です。
- 借主は本契約の締結に先立ち、民法465条の10第1項各号に規定する、借主の財産状況等に関する情報を連帯保証人に必ず提供してください。
- 表記の契約面積は実測面積ではなく、万一実測した面積と異なっていた場合であっても、そのことに起因する賃料等の増減はしません。
- 借主はその使用目的の為に官公庁、消防署、警察署、保健所等へ許可または届け出が必要な場合には借主の費用負担と責任において行う必要があります。
- 借主は賃貸借契約から生じる貸主への債務を担保する為に、借家人賠償責任約款付の火災保険へ加入する義務があります。
- 借主は解約・解除に関らず、本契約が終了し退去する日までに添付の「原状回復仕様書」に従い原状回復工事を施工し本物件を貸主へ明け渡してください。なお、その費用は経年劣化や自然損耗に関らず全て借主の負担です。なお、この「原状回復仕様書」において、甲とは貸主のことであり、乙とは借主のことです。
- 残置物の修理・交換の保証は無し。残置物の撤去・処分は賃貸人もしくは管理会社に報告・承諾の後行ってください。
- 特約事項は、賃貸借契約書を参照してください。
(以下、注意事項余白。)

24. 添付書類

- 原状回復仕様書
- 全部事項証明書(登記事項証明書)
- 貸主の登記事項証明書
- 地図
- さいたま市都市計画図

6. 水害ハザードマップ

以上の重要事項について、宅地建物取引士より「宅地建物取引士証」を掲示のうえ説明を受け、重要事項説明書及び付属書類を受領しました。また、前記仲介手数料を支払うことを承諾しました。

西暦 2023 年 9 月 25 日

住所 さいたま市浦和区神明1-24-18

借主名 野本 怜子



整理番号 120

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	7年8月9日	支出額	106,500 + 110 × 90% 95,949 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	--------	-----	--

使 途	事務所賃借料(9月分)
-----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 RESONA 埼玉りそな銀行

③ 事務所賃借料 9月分

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10405	07-08-29	10:16
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥106,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証 (優) (良) (悪)
お振込明細またはご案内		電信
おサイタマリソナ ムサウラワ 普通 1438189 1) ハックアツフ様 登録番号 0002 キムラ イサオ様		
電話番号	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済	
取扱番号	290003	

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

【内訳】

- ・事務所賃貸料 106,500 円
- ・水道代 円

内、賃貸料分

振込手数料

× ———— ÷

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

契約証書

更新 賃貸借契約書

ハイツアウル 101号室

さいたま市南区白幡 6-12-1

契約期間 2025/7/1-2027/6/30

次回：令和9年6月30日更新

木村 勇夫 様

事業用賃貸借契約書(更新用)

貸主 有限会社バックアップ (以下「甲」という。)

借主 木村 勇夫 (以下「乙」という。)

この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ハイツアウル 1階 101号室			
	所在地	(住居表示) 埼玉県さいたま市南区白幡6丁目12-1			
		(登記簿) 埼玉県さいたま市南区白幡六丁目1294番地12			
	構 造	木造	亜鉛メッキ鋼板葺	2階建/	全4戸
	種 類	アパート	面 積	33.81㎡	新築年月 昭和57年11月
附属施設					

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和7年7月1日	から	令和9年6月30日	まで	2年間
目的物件の引渡し時期		平成29年7月1日		

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額	104,500円	管理費・ 共益費	月額	2,000円	家財 保険料 (2年間)	31,790円			
	(うち消費税	9,500円)		(うち消費税	181円)					
敷 金 (更新時 積増金)	月額	196,000円	礼 金							
		(0)								
	その他の条件									
	貸与する鍵	鍵No ----- 本数								
賃金等の支払時期		当月分を 前月末日 まで								

賃金等の 支払方法	☒ 振込	振込先	振込先金融機関名: 預金: 口座番号: 口座名義人 振込手数料負担者:	
	☐ 持参	持参先		
	☐ 口座引落	委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (借主以外)	(氏 名)	木村 勇夫	
	(携 帯) TEL	[REDACTED]	
	(勤務名)	埼玉県庁	TEL 048-824-2111
	(自 宅) TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 有限会社バックアップ
	住所 さいたま市南区文蔵4-29-13
管理業者	商号又は名称 有限会社バックアップ
	所 在 地 埼玉県さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名 [REDACTED]
-------	---------------

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
		極度額	[REDACTED]
	☒ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	日本セーフティー株式会社
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(2)第8号

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通りとする。 2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分(税別)を甲に支払うものとする。
--

頭書(9) 特約事項

- 1.更新前の契約において、甲と乙の間で合意されている事項(原契約に記載されている事項、及び、契約期間中に形式の如何を問わず甲乙で合意された内容。)については、本契約において明示されていない場合であっても、その事項については本契約においても引き続き効力を有する。
- 2.入居から1年以内に退去の場合は、短期解約違約金として家賃1ヶ月分を乙の負担とする。
- 3.退去時の室内クリーニングは乙の負担とする。
- 4.タバコのヤニ汚れによるクロスなどの室内装仕上げ材の交換、クリーニング費用は乙の負担とする。
- 5.石油ストーブの使用及びピアノの持込・使用、ペットの持込・飼育を禁止する。
- 6.乙は更新時に更新料として新家賃の1ヶ月分、更新手数料として新賃料の4分の1ヶ月分(別途消費税)を支払うものとする。
- 7.退去時に残置物があった場合には処分費用を請求する。
- 8.解約時の鍵交換代の借主負担は無いものとするが、紛失の場合は鍵交換代18,000円(税別/1カ所につき)は借主の負担とする。借主の負担とする。
- 11.乙は本賃貸借物件の使用責任者の氏名・連絡先を甲に届けるものとする。
- 12.乙は解約の際、本物件の目的物を契約締結時の原状に復して契約を解除するものとする。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名 有限会社バックアップ	TEL 048-839-8806
	住所 さいたま市南区文蔵4-29-13	
乙・借主	氏名 木村 勇夫	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
丙・連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
	極度額 賃料24ヶ月分	

		A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所	埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目29-13		主たる事務所	
	所在地・TEL	TEL: 048-839-8806		所在地・TEL	TEL:
	商号又は名称	有限会社バックアップ		商号又は名称	
	代表者の氏名	[Redacted]		代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事 [Redacted]		免許証番号	
	免許年月日	令和4年11月15日		免許年月日	
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[Redacted]		氏 名	
	登 録 番 号	(埼玉)第 [Redacted]		登 録 番 号	
	業務に従事 する 事 務 所 名	有限会社バックアップ		業務に従事 する 事 務 所 名	
	事務所所在地	埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目29-13		事務所所在地	
	TEL	048-839-8806		TEL	

※連帯保証人の㊞は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	/ 2 /
------	-------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

8,910 × 90%

支出年月日	7 年 8 月 29 日	支出額	8,019 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所駐車場代 9月分 (白幡6丁目)
-----	---------------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

③ 事務所駐車場代
9月分(白幡6丁目)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10405	07-08-29	10:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証 (顔) (指) (掌)
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイタマリッソ ムサツウラク 普通 5207769 カ) ツツ" コウサン様 登録番号 0007 キムフ イサオ様	
ご依頼人	電話番号	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
	取扱番号 290025	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約更新に関する覚書 お客様控え

物件の表示	名 称	第4ベストパーキング		
	所 在 地	埼玉県さいたま市南区白幡6丁目1384、1385番		
	指 定 場 所	No. [REDACTED]		
賃貸条件	契 約 期 間	令和7年1月10日 ~ 令和8年1月9日		
	賃 料	月額	8,250 円	(消費税10% 750 円込)
	管 理 料	月額	550 円	(消費税10% 50 円込)
	敷 金	金	8,250 円	(賃料 1 ヶ月分)
	更新事務手数料	金	4,400 円	(消費税10% 400 円込)
	解約申入れ	1ヶ月前までに申し出るものとする。		
	本覚書の定めなき事項については、原契約の各約款および特約条項を継承するものとする。 乙は裏面【駐車場における個人情報のお取扱いについて】にも同意したものとする。			

本覚書の締結を証する為、本書を2通作成し、甲代理業者及び乙はこれに記名・捺印後、甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 12 月 17 日

賃貸人 (甲)

住 所

氏 名

インボイス登録番号 T5810477315536

賃借人 (乙)

住 所

氏 名

電 話

緊急連絡先

※契約者とは別の番号を記入

続柄 []

車種・ナンバー

代理業者

免許証番号 埼玉県知事 (10) 第 12100 号

住 所

埼玉県さいたま市南区根岸5丁目18番15号

商 号

株式会社 辻 興 産

代表取締役 大 野 時 範

電 話

048-862-8558

インボイス登録番号 T1030001005457

宅地建物取引士 (埼玉) 第

《 駐車場名 : 第4ベストパーキング 》

※駐車位置 NO. XXXXXXXXXX

●所 在	さいたま市南区白幡6丁目1384, 1385番
●賃 料	1ヶ月 金7,500円也 (別途消費税10% 750円)
●管 理 料	1ヶ月 金 500円也 (別途消費税10% 50円)
月額合計 金8,800円也	
●敷 金	金8,250円也
●駐車車両	車種: <u>1ア</u> ナンバープレート: XXXXXXXXXX

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

- 第1条 (契約期間)期間は、令和6年1月10日より令和7年1月9日迄向う1年間とする。
但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物建設等)及び売却が無い場合、本契約を更新することが出来るものとする。
- 第2条 (賃料)賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を乙は指定口座に振り込むこととし、万一1ヶ月以上滞納した場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。尚、賃料の振込手数料については、乙の負担とする。
- 第3条 (敷金)乙は、賃料の支払いを担保するため頭書のとおり敷金を無利息にて甲に預託するものとする。尚、敷金返還の振込手数料については、敷金から差し引くものとする。
- 第4条 (通知義務)乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。契約車両を変更する場合には、予め甲に申し出て承認を得なければならない。乙は車両変更後、停滞無く甲に車検証の写しを提出しなければならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 (善管注意義務)駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。
- 第6条 (免責)乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び管理会社は乙に対し一切責任を負わないものとする。
- 第7条 (損害賠償)乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第8条 (賃料改定)甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車場事情の変動等により値上げできるものとする。
- 第9条 (解約予告)甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、2ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。解約時の日割り計算は行わないものとする。尚、乙が明渡しをしないときは、本契約終了の翌日より明渡し完了までの駐車場使用料の2倍に相当する損害金を支払わなければならない。
- 第10条 (管理料)管理料については、管理会社に支払われるものとする。また、乙は再契約に際し管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。尚、振込手数料については、乙の負担とする。
- 第11条 (駐車位置)駐車位置はNO. XXXXXX とする。(現状有姿)
- 第12条 (禁止事項)駐車場内での駐停車中のアイドリングは禁止とする。
- 第13条 (税法改正)税法改正等により、消費税率の変動及び課税対象範囲の見直し等があった場合には、改正が実施されたその日より適用されるものとする。
- 第14条 (放置車両)賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。

注 意 事 項

1. 当社管理の駐車場につきましては、普通・小型乗用車・軽乗用車及び、トラック・ライトバン(幅2.3m×長さ4.8m以下の車両に限る)のみとさせていただきますのでその旨ご注意ください。
2. 1以外の車両、改造車(騒音の原因となるもの)・通常より車高が低く入口を出入りできない車等でのご利用はお断りさせていただきますのでその旨ご了承下さい。
3. 車庫証明をとられる場合、当社の管理印が必要となりますので、必要の際は当社までご連絡下さい。又、発行の際に手数料として2,000円(別途消費税)をいただきますので、その旨ご了承下さい。
4. ご契約者のご住所・お電話番号等のご連絡先、お車の車種やナンバー等に変更が生じた場合には、必ず当社までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

(反社会的勢力の排除)

第1条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止事項)

第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
- (2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
- (3) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。

(契約の解除)

第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の確約に反する事実が判明した場合
 - (2) 本誓約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合
2. 甲は、乙が前条の各号に定める行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

令和 5 年 12 月 25 日

貸主(甲) 適格請求書発行事業者登録番号 T5810477315536

住所

氏名

借主(乙) ※乙は別添【駐車場における個人情報のお取り扱いについて】にも同意したものとする。

住所

氏名

木村 勇夫

電話

緊急連絡先

※電話と別番号を記入

緊急連絡先 続柄【 】

(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

(10)第12100号

埼玉県知事免許

所在地 さいたま市南区根岸5丁目18番15号

宅建取引士(記名捺印)

取引士登録番号

商号

株式会社 辻興産

(埼玉)第

代表者

代表取締役 大野 時範

氏名

整理番号	61
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R7年 9月1日	支出額	89,383 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	9月分 事務所家賃		

領 収 書 等 貼 付 欄	埼玉民主フォーラム 入間支部
---------------	----------------

③ 9月分 事務所家賃として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

99,000+314(口座振替手数料)=99,314

99,314×0.9=89,383

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

照会口座 支店 普通

照会期間 2025年9月1日

絞り込み 全取引

2025年10月8日 15時29分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2025年 9月1日	99,314 円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

支店 普通

お預り金額合計:

円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

口座名義人: 泉津井京子

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約について、2023年9月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名 : 第一粕谷ビル 1階

【賃料等内訳】

賃	料	/	99,000 円
口座振替手数料	/	314 円	
合	計	/	99,314 円

以上

賃貸人(甲) 住所

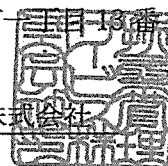
[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町三丁目13番10号

氏名 扶桑管理サービス株式会社



事業用建物賃貸借契約書

賃借主 せんつい 京子後援会 (以下「甲」という。)

連帯保証人 (以下「乙」という。)

上記物件の表示記載の建物 (以下「本物件」という。)

上のとおり契約を締結します。 (以下「丙」という。)

の賃貸借 (以下「本契約」という。) に関し、

賃貸借の目的物の表示等 (1)	名 称	第一粕谷ビル			1階	
	所在地	埼玉県入間市豊岡3丁目10番1号			(住居表示)	
		埼玉県入間市豊岡3丁目805番地1			(登記簿)	
	種 類	事務所	家屋番号	805番1の2		
	構 造	鉄骨造陸屋根	階 数	3階建1階部分	専有面積	壁芯49.32㎡
	物件の所有者	氏 名				
		住 所				
	借 主	氏 名	せんつい 京子後援会			
住 所						
使用目的	事務所	業種	選挙事務所			
債務の担保 (2)	担保の方法	連帯保証人	氏名			
			住所			
			極度額	2,824,800		
		家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名			
			主たる事務所の所在地			
			家賃債務保証業者登録番号			
賃貸借条件 (3)	月 額		契約時一時金			
	家 賃	月額 117,700 円 (うち消費税 10,700円)	敷 金	321,000 円 (無利息の約定)		
			礼 金	117,700 円 (うち消費税) 10,700円		
			仲介手数料	117,700 円 (うち消費税) 10,700円		
	合 計		117,700 円	合 計		556,400 円
	保証金の償却 (総額)	・建物明渡時に 0% (総額) 0円 (うち消費税) (0円)		・契約更新毎に 0% (総額) 0円 (うち消費税) (0円)		
		・その他 特になし		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		
	契約の種類	事業用建物賃貸借契約	更新可	契約当初預り敷金又は保証金	321,000 円	
	契約期間	2023年2月15日 から 2026年2月14日 まで 3年間				
	更新料	新賃料の1ヶ月分	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡後60日以内		
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から 2ヶ月 をもって発生する。				
	賃料の支払方法並びに支払期限	口座振替	銀行名:		支店名:	
			口座種別:		口座番号:	
		口座名義:		振込金額合計	117,700 円	
	翌月分を毎月 末 日までに前払 (翌月分前払) 支払手数料は借主負担とする。					
貸与する鍵一覧・集合ポスト鍵ナンバー	No.	本	No.	本	No.	本
	No.	本	No.	本	No.	本
	合 計	本	鍵の引渡し並びに物件に引渡日 2023年 2月15日			

特
約
事
項

1. 本物件の指定用途は事務所（業種／選挙事務所）とし、乙は甲の書面による承諾を得ることなく無断で用途変更及び登記をしてはならないものとします。
2. 乙は、本件引渡し貸室内の内装・造作・諸設備等について変更を行う場合、予め施工図添付の上、事前に甲の承諾を得るものとします。尚、変更工事をおこなう際は、都市計画法・建築基準法・消防法等の各種法令を遵守するものとします。又、上下水道の新設・移設工事を実施する場合、乙の責任と負担において各申請手続き（給水メーター設置及び改造申請等）を行うものとします。
3. 乙は、近隣居住者より騒音、臭気、車両等の駐停車及び駐輪について苦情連絡を受けた際には、自らの責任と負担において是正対策を講じるものとします。尚、是正対策を講じる際は、前項の規定に準ずるものとします。
4. 乙は、本物件を使用するにあたり、消防法に基づく防火管理者の設置義務が必要な場合には、乙の責任において選任することとします。
5. 本契約の契約期間中（開店準備に伴う工事期間を含む）は、乙の負担においてテナント総合保険に加入するものとします。
6. 本物件明渡しの際は、経年変化・自然損耗に拘わりなく、乙の責任と負担において内装又は内装造作・什器備品等を解体・撤去した原状の状態に復するものとします。
7. 乙は、屋外広告物等を設置する場合、事前に甲の承諾を得るものとします。但し、屋外広告物は通行人及び他テナントの営業に支障を来さないものとします。尚、新設・維持管理・撤去については乙の責任と負担によるものとします。
8. 事業系のゴミは有償の為、乙の負担において回収業者と個別契約を締結するものとします。
9. 消費税法の改正等により、本契約期間中に乙が甲に支払うべき賃料に課せられる消費税等の税率に変動があった場合、都度新税率が適用され、乙は以後の賃料の支払いについて新税率で計算された金額を支払うことを予め承諾するものとします。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2023 年 2 月 15 日

貸 主 (甲)	住 所		
	氏 名		
貸 主 代 理	住 所	〒 196-0015 TEL 0570-003-230 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号	
	氏 名	扶桑管理サービス株式会社	
借 主 (乙)	住 所		
	氏 名	せんがい 東子 順 援 会	
連帯保証人 (丙)	住 所		
	氏 名		
緊急時の連絡先	住 所	〒	TEL 乙との関係
	氏 名		

代 理		仲 介 業 者	
免許番号 主たる 事務所	東京都知事（3）第91243号 〒 196-0015 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号	免許番号 主たる 事務所	
商 号	扶桑管理サービス株式会社	商 号	
代 表 者	中村 重昭	代 表 者	
電 話	0570-003-230	電 話	
宅 地 建 物 取 引 士		宅 地 建 物 取 引 士	
登録番号		登録番号	
氏 名		氏 名	
事務所名	扶桑管理サービス株式会社	事務所名	
所在地	東京都昭島市昭和町一丁目13番10号	所在地	
電 話	0570-003-230	電 話	

物件名		第一粕谷ビル 1階	
所在地		埼玉県入間市豊岡 3-10-1	
甲	賃貸人	所在地 社 名	
	賃貸人代理	所在地 社 名	東京都昭島市昭和町 1-13-10 扶桑管理サービス株式会社
乙	旧賃借人	所在地 社 名	 せんつい京子後援会
丙	新賃借人	所在地 社 名	 泉津井 京子
丁	連帯保証人	所在地 氏 名	

地 位 承 継 覚 書

賃貸人（以下「甲」という。）と旧賃借人（以下「乙」という。）により 2023 年 2 月 15 日締結の賃貸借契約書（以下原契約という。）における、賃借人たる一切の権利義務を 2023 年 5 月 1 日を以って、新賃借人（丙）に継承することを合意した。

尚、敷金の取り扱いに関して、甲、乙、丙、は、以下の通り合意した。

1. 原契約等の開始時に乙が甲に対して預託した敷金 321,000 円を丙が甲に預託すべき敷金に充当する。
2. 原契約等が終了した時は、原契約書の貸借契約約款第 6 条の定めに従い、甲は丙に敷金を返還する。

以下、本書締結の証として本書を 3 通作成し、甲乙丙各自署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

2023 年 5 月 1 日

（甲）

住 所
氏 名

（賃借人代理）

住 所 東京都昭島市昭和町 1-13-10
社 名 扶桑管理サービス株式会社



（乙）

住 所
氏 名 せんつい京子後援会



（丙）

住 所
氏 名 泉津井 京子



（丁）

住 所
氏 名



覚 書

賃貸人 [redacted] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約 (以下「原契約」という。)について、次のとおり合意し、本覚書締結の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各壹通を保有する。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名 : 第一粕谷ビル 1階

第1条 (賃料の減額)

甲及び乙は、2023年7月 (2023年6月末支払い賃料) より乙が支払う賃料について、月額99,000円 (税込) に減額することに合意する。

第2条 (指定用途の変更)

甲及び乙は、2023年5月1日より指定用途を政務活動事務所として変更することを合意する。

第3条 (協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、原契約の定めに従うものとし、原契約に定めのない事項については、民法その他の法令及び慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上

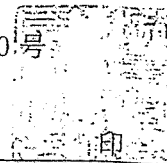
2023年 5月 1日

賃貸人 (甲) 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号

氏名 扶桑管理サービス株式会社



賃借人 (乙) 住所 [redacted]

氏名

泉津井 京子



整理番号

62

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	【経常的経費】	
	6:人件費	7:事務所費
	9:資料購入・作成費	10:交通費
	8:事務費	5:広報費

支出年月日	R7年9月1日	支出額	8,203 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	9月分 事務所駐車場代		

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 9月分 事務所駐車場代として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

 $8,800 + 314(\text{口座振替手数料}) = 9,114$ $9,114 \times 0.9 = 8,203$

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

照会口座 支店 普通

照会期間 2025年9月1日

絞り込み 全取引

2025年10月8日 15時29分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2025年 9月1日	9,114 円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

支店 普通

お預り金額合計:

円

通帳コピー(入金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

口座名義人: 泉津井京子

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023年6月12日に締結した下記物件に関する甲乙間の駐車場契約について、2023年9月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡 3-806-1
物件名 : 豊岡第1スカイパーク駐車場

【賃料等内訳】

駐 車 料	/	8,800 円
口座振替手数料	/	314 円
合 計	/	9,114 円

以上

賃貸人 (甲)

住所

氏名

駐車場（自動車保管場所）契約書

001-11
オ-7-⑤ 清

所在地	埼玉県入間市豊岡3-806-1			建物に付随していない駐車場は地番で表記している場合があります。	
名 称	豊岡第1スカイパーク駐車場			駐車位置	No.
契約期間	2024年 6月 1日 ~ 2026年 5月31日 まで 2年間				
車 種	ニッサン スカイライン		ナンバー・車体色	白	
月 額	駐 車 料	8,800 円	契約時一時金	敷 金	0 円 (無利息の約定)
	口座振替手数料	314 円		礼 金	0 円 本契約締結後は返還されません。
	(上記の駐車料・口座振替手数料は消費税10%を含む)			駐車場区画変更手数料	0 円 (消費税10%を含む)
更新料	0ヶ月分		更新事務手数料	新賃料の1ヶ月分	
契約当初預り金	0 円		借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月をもって発生する。	
賃料の支払方法並びに支払期限	引落	銀行名：	支店名：		引落金額合計 9,114 円
		口座種別：	口座番号：		
		口座名義：			
	当月分を毎月 1 日までに当月払 振込・引落手数料は借主負担とする。				

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 1 賃貸借契約期間及び支払い方法は、頭書記載の通りとし、支払期日までに賃料を支払うことにより乙は契約を継続する意思があるものとする。尚、賃料や更新料等の支払に関する振込手数料及び口座振替手数料は乙負担とする。また、賃料が1ヶ月に満たない場合は当月の日数で日割計算とする。支払期日が金融機関休業日の場合はその前日に支払うこと。
2 支払の領収は金融機関の振込票等をもって証とし、甲及び仲介人は領収証・請求書を発行しない。
3 賃料等が遅延した場合（口座振替が行えなかった場合も含む）、乙は仲介人に頭書記載の遅延事務手数料を、甲へ年14.6%（1年を365日とする）の割合による遅延損害金を支払うこと。
4 乙は賃料等の支払いを、期間満了日または解約月に属する月も1ヶ月分の賃料を支払うこと。
- 第2条 甲は契約期間中であっても公租公課、諸物価、社会情勢の変動あるいは契約車種の変更等により、1ヶ月の予告期間をもって賃料の増額を請求することが出来る。
- 第3条 1 頭書の契約期間が満了となった場合は、甲乙協議の上本契約を更新することが出来る。
2 乙は契約更新の際には契約書面の書換え、変更事項の告知を行い、頭書の更新料（または更新事務手数料）を、甲（または仲介人）へ支払うこと。手続きは期間満了日の1ヶ月前までに行うこと。
3 乙は更新時に賃料その他の債務がある場合は、期間満了日までに精算すること。なお、合意更新・法定更新にかかわらず、乙は所定の更新料及び更新事務手数料支払うものとする。万一、期間満了日までに更新手続未完了の場合、契約期間満了日をもって本契約は終了するものとし、乙は駐車車輛を撤去の上即日明渡すこと。
4 仲介人の口座振替システムを利用の場合、更新月に賃料と更新料を引落すことに予め乙は了承のこと。万一、引落が出来ない場合は仲介人の指定期日迄に振込にて支払うこと。
5 乙は期間満了にて解約をする場合も1ヶ月前までに解約通知を甲（または仲介人）に提出のこと。
- 第4条 敷金は頭書の金額とする。甲は契約時に乙より受領した敷金について、本契約が終了し乙が甲に本物件を完全に明渡した場合に限り、明渡し後1ヶ月以内に、債務を差引いた残金を振込にて乙に返金する（返金の際の振込手数料は乙負担）。また、乙は、甲の書面による承諾無くして、敷金返還請求権を第三者に譲渡することは出来ない。なお、この敷金をもって延滞賃料等の債務と相殺することはできない。
- 第5条 1 駐車場内の乙車輛の管理及び第三者の無断駐車排除・事故・盗難・物損・除雪・落雷等は乙の責任において最寄の警察署等に連絡を行い対処することとし、甲及び仲介人は乙に対し何らの責任を負わない。
2 駐車場の位置は甲が任意に指定・変更できる。
- 第6条 乙は駐車場内の施設に損害を与えた場合、直ちに甲又は仲介人に連絡を行い、甲に対し速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 第7条 乙は下記の行為を行ってはならない（禁止事項）。
①本駐車場内及び出入口で他車出入の妨げ、駐車場利用者・近隣に迷惑をかける行為をすること。
②頭書に記載の無い車を駐車すること。改造車・事故車輛・故障車を駐車すること。
③消防法により危険物に指定されている物品を駐車場内に持ち込むこと。
④第三者に賃借権の譲渡・転貸・名義貸しを行うこと。また、動産や固定物を置くこと。
⑤政治団体等・宣伝カー・トラック及び駐車位置以上の大きさの車を駐車すること。
- 第8条 1 甲または乙が本契約を解約する場合は書面にて、1ヶ月前までに相手方に対し通知し、通知後1ヶ月（1ヶ月以上の場合はその指定した日）をもって乙は本駐車場を明渡すものとする。また、乙は1ヶ月分の賃料を支払うことにより即時解約することができる。

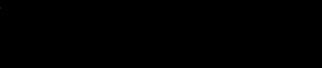
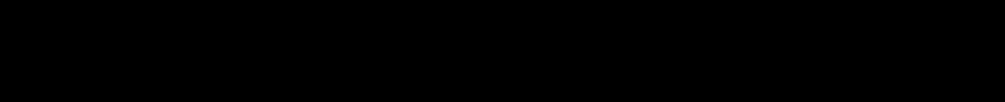
- 第9条 2 乙が本契約を解約する際、指定の「解約通知書」に記名・捺印、必要箇所を記入の上提出のこと。
乙において、次のいずれかの事由が生じたとき、甲は通知・催告をせず直ちに本契約を解除できる。
1 甲は乙が賃料の支払を1ヶ月なりとも怠った場合、乙が本契約に定める条項の一つでも違反した場合、乙が申込書及び本契約書に記載の内容に虚偽がある場合、その際は違約金として預託の敷金及び日割賃料は返金しない。
2 乙が賃料の支払を2回連続して遅延した場合（口座振替の場合2回連続し引落が出来ない場合）、賃料の支払能力が無いものとみなし、本契約を解除できる。
3 未払い賃料を督促したにもかかわらず指定期日までに未払い賃料全額を支払わなかった場合。
4 乙が解散し、または破産・民事再生・会社整理・会社更生法の申し立てがあったとき。
5 乙が後見開始、保佐開始の審判を受け、または刑事事件に関する等社会的信用が失墜したとき。
6 乙が暴力団もしくは極左・極右等の反社会的暴力集団（以下「暴力団」という）の構成員、又はこれらの支配下にある者（関係者）と判明したとき。
- 第10条 1 乙は本契約が終了した場合、即日本駐車場から自動車等の一切の動産を撤去し明渡すこと。
2 乙は甲からの明渡しに際し、甲又は仲介人に対し立退き料その他名目の如何を問わず一切の金員の支払を請求できない。
3 乙は本契約が終了したにもかかわらず本駐車場を甲に明渡さない場合、乙は明渡し完了までの賃料の倍額を甲に賠償し且つ甲の受けた損害を賠償すること。また甲は乙の費用で本物件上の乙の自動車等の動産を撤去・処分できる。乙はこのような場合、本駐車場にある乙の自動車等の一切の動産について所有権を予め放棄するものとし、甲がこれらを処分することに一切異議申し立てしない。
- 第11条 乙は下記記載の車輛以外本駐車場を使用してはならない。万一買い替え等で変更の際は、予め甲、又は仲介人に事前に書面にて変更車種の情報等の申請をし承諾を得なければならない。また、自動車検査証の写しを提出すること。なお乙の住所、連絡先等変更の場合は3日以内に甲に届出ること。
- 第12条 本契約書では車庫証明の発行は行えません。車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾並びに発行手数料として3,300円を支払うこと（発行手続きは仲介人で行います）。
- 第13条 本契約が居住建物に付随する専用駐車場の場合、部屋の賃貸借契約解約の際本駐車場も解約とする。
- 第14条 本契約の期間中、乙が契約区画の変更を希望する際は、甲の承諾後に本契約を解約の上、新規に駐車場契約を締結するものとし、区画の変更に伴う駐車場新規契約の事務手数料として3,300円を支払うものとする。
尚、区画の変更に伴う解約に限り、本契約書の第8条1項を適用外とするが、新規契約開始期日前日までの日割り賃料を負担するものとする。

特約条項

本契約更新時（合意更新・法定更新を問わず）は、乙は、所定の更新事務手数料を支払うものとする。
税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、乙が甲に支払うべき駐車料並びに更新事務手数料、車庫証明の発行手数料、区画の変更に伴う事務手数料について、改正以降の消費税等相当額は変動後税率により計算する。

下記貸人（甲）と借人（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2024年 5 月 14 日

貸主（甲）	住所				
	氏名				
借主（乙）	住所				
	氏名	泉 澤 井 京 子			
仲 介 業 者					
免許番号	東京都知事（3）第91243号				
所在地	〒196-0015 東京都昭島市昭和町1丁目13-10				
商号	扶桑管理サービス株式会社				
代表者	石岡 純				
電話	0570-003-230				
FAX	042-546-4500				
宅地建物取引士					
登録番号					
氏名					
媒 介 業 者					
免許番号					
所在地					
商号					
代表者					
電話					
FAX					
宅地建物取引士					
登録番号					
氏名					

整理番号	80
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦ 事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和7年9月19日	支出額	72,149 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 10 月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
---------	------------------------

- ② (請求額 80,000+振込手数料 165) 80,165 × 90% = 72,149
- ③ 事務所賃料 10 月分
- ④ ※別紙
- ⑤ 口座名義 : オガワヒサシ

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう
な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

入出金明細照会

印刷

入出金明細照会を行う口座を選択して「照会」ボタンを押してください。
お取引の履歴は70日前から照会可能です。

照会口座

選択	支店名	科目	口座番号
◎	支店	普通	

照会範囲の指定	☐ 本日の照会	照会
	☒ 期間指定照会 2025年 ▾ 09月 ▾ 19日 ▾ ~ 2025年 ▾ 09月 ▾ 19日 ▾	

2025年09月19日 09時01分 現在

日付	お引出し金額	お預入れ金額	摘要	差引残高
2025/09/19	80,000円			
2025/09/19	165円		手数料	

CSVダウンロード

[CSVファイルの形式について](#)

照会口座を、お引出し口座に指定した「振込・振替」の依頼が利用可能です。

お振込へ

お振替へ

建物賃貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	ファインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町 1-7 19-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	対象面積 48.6㎡ 登記簿上面積 160.3㎡

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年 0ヶ月 間
----	-------------	----	-------------	----------

(4) 賃貸人及び管理人

貸主	住所			
	氏名			
管理委託先	住所	〒	電話番号	
	氏名	貸主管理	電話番号	

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	小川 寿士	電話番号	
緊急時の連絡先	住所	電話番号	090-8564-7909
	氏名	小川 寿士	借主との関係 本人

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額 (別途消費税)	75,000円 -円	権利金	(別途消費税)	-円 -円
管理費及び共益費	月額 (別途消費税)	5,000円 -円	礼金	(別途消費税)	-円 -円
駐車料 (区画No.-)	月額 (別途消費税)	付無料円 -円	敷金	賃料の0ヶ月分	-円
	月額 (別途消費税)	-円 -円	保証金	賃料の3ヶ月分	225,000円
	月額 (別途消費税)	-円 -円	保証金償却	償却時期	
				償却率	無% (別途消費税)
	月額 (別途消費税)	-円 -円	更新料	更新時	新賃料の1ヶ月 (別途消費税)

(7) 支払方法

支払方法	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。		
支払期限	振込先	(振込料借主負担)	
	金融機関名		

整理番号 73

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2025年9月19日	支出額	106,556円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所家賃 令和7年10月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(112,054円+振込手数料110円)×0.95=106,556円

③事務所家賃(令和7年10月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0006		***
取扱店	お取引日	時刻
50061	07-09-19	09:29
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥112,054	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)
お振込明細またはご案内		電信
お受取人 サイタマリナ ウラワチユウ 普通 3852306 カ) タイフツウサン様 登録番号 0001 タケタ カスヒロ様		
電話番号		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号 190052		

※ 領収書

※ 領収書を

(別紙)

ること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

賃貸人(甲) 有限会社イースト商事			賃借人(乙) 武田 和浩		
契 約 要 目 表					
欄	事 項	条	摘 要		
(1)	賃 室	第1条 第2条	本 物 件	名 称	イーストコーポ
				所 在 地	埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1
				構造規模	鉄骨造 陸屋根 地下0階付 地上2階建
				用 途	事務所 業 種 職員事務所
				区 画	1 階 (00D 号室)
				契約面積	37.20 m ² (11.25 坪)
(2)	賃貸借期間	第4条	2020年5月1日 から 2025年4月30日 までの 5 年間		
(3)	賃 料	第5条	85,000 円 (別添消費税 8,500 円)		
			月額計 93,500 円		
(4)	共益費	第7条	0 円 (別添消費税 0 円)		
			月額計 0 円		
(5)	その他の乙が甲へ支払う月額固定費	第7条	— 円 (別添消費税 — 円)		
			名 目: —	月額計 — 円	
(6)	保証金	第6条	170,000 円 非課税		
(7)	保証金償却	第6条	無		
(8)	賃料等支払先	第8条	金融機関名		
	口座番号				
	賃料等支払方法	口座名義			
			翌月分を毎月 末 日迄に上記の口座へ振込みにて支払う。		
(9)	更新費用	第4条	乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 1 ヶ月分(別添消費税)		
			乙が仲介人へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0 ヶ月分(別添消費税)		
			甲が仲介人へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別添消費税)		
(10)	解約予告	第4条、22条	満期、中途にかかわらず本契約を解約する場合の事前通知 : 甲から乙への通知は解約日の 6 ヶ月前迄 乙から甲への通知は解約日の 3 ヶ月前迄		
(11)	添付書類		1.「原状回復に関する事項」		

賃貸人(以下「甲」という。)と賃借人(以下「乙」という。)とは、甲が契約要目表(1)欄記載の賃室を乙に賃貸するにつき、次のとおり契約を締結し、その証として、契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲・乙各1通を保有する。

西 暦

2020 年 3 月 20 日

賃貸人(甲)

住所

埼玉県さいたま市見沼区大字東門前233番地

氏名

有限会社イースト商事

電話番号

代表取締役 浅子

賃借人(乙)

住所

氏名

武田和浩

電話番号

連帯保証人(丙)

日本総合保証株式会社 別紙、賃貸保証委託契約書による。

仲介人

【宅地建物取引業者】

免許証番号: 埼玉県知事(11)第8048号

所在地: 埼玉県さいたま市浦和区 2番1号
エイベックスタワー浦和

商号・名称: 株式会社 大和不動産

代表者: 代表取締役 小山 翔

【宅地建物取引士】

登録番号:

氏名:

貸借(更新)契約 覚書

貸貸人(以下、甲という。):有限会社イースト商事

賃借人(以下、乙という。): 武田 和浩

甲及び乙は、現在契約中の下記物件の賃貸借契約を本覚書の条件によって更新することに合意する。

なお、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

—物件の表示—

契約番号

物件名	イーストコーポ	部屋番号	00D
所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1		
契約期間	2025年5月1日 ~ 2030年4月30日 (5 年間)		

—資料等—

項 目	税抜金額	消費税額(税率10%)	月額計
賃料(月額)	101,868 円	10,186 円	112,054 円
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

-	-	敷金	203,736 円
---	---	----	-----------

特約事項

なお、本覚書に定めなき事項については現在契約している賃貸借契約の各約定及び特約事項承継する。

(以下、特約事項余白。)

上記の通り、甲と乙間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、甲、乙各1通を保有する。

西暦 2025 年 4 月 22 日

賃貸人(甲)

住所 埼玉県さいたま市見沼区東門前233

氏名 有限会社イースト商事

適格請求書発行事業者登録番号(甲): T4030002001329

甲代理人

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1 エイペックスタワー浦和中央館202

氏名 株式会社 大和不動産
代表取締役 小山 陽 一郎

賃借人(乙)

住所

氏名 武 田 和 浩

電話番号

携帯番号

更新事務

免許証番号: 埼玉県知事(12)第8048号

所 在 地: 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号エイペックスタワー浦和 中央館202号室

商号・名称: 株式会社 大和不動産

代 表 者: 代表取締役 小山 陽 一郎

整理番号 74

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2025年9月19日	支出額	15,780円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	来客等駐車場賃借料(令和7年10月分 駐車スペース2台分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(16,500円+振込手数料110円)×0.95=15,780円

③来客等駐車場賃借料(令和7年10月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0006		***
取扱店	お取引日	時刻
50061	07-09-19	09:30
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)		
万円	千円	円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人	
------	--

タケタ カス"ヒロ様

電話番号

取扱番号 190001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

すること。

※ 領収
※ 領収
(別

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

[REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 武田和浩事務所 (以下「乙」という。)は、
 頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市見沼区風渡野346-8		
	名称	[REDACTED] 駐車場	指定場所	[REDACTED]
車種・車名型式	来客用(事務所使用者)		登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和 7 年 3 月 12 日から 令和 9 年 3 月 11 日までの			
	2 年 0 ヶ月間			
目的物件の引渡し時期	年 月 日			

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 7,500 円(消費税別途)×2台	計16,500円
敷金	金 0円	
支払期限: 毎月 月末までに翌月分を支払う		
支払方法	振込先	金融機関: [REDACTED] 口座番号: 普通 [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] TEL: [REDACTED]

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 水村商事有限会社		
所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前44番地3 TEL 048-684-8641		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣(2)第 8016 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4354	
		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	

管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号
-------	----	------------------

※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	
---------------------------	--

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

願書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

願書(7) 更新に関する事項

・契約期間は2年間とし、更新を行う場合には、更新事務手数料として一台2,000円(消費税別途)を媒介業者へ支払うものとする。

願書(8) 特約事項

- ・相続や売却等が生じ土地の明け渡しが必要な場合は速やかに立ち退くものとする。
- ・駐車場内でのアイドリングは禁止とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年1月22日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL		
	代表者名	印		
	住所			
乙・借主 (個人の場合)	氏名	武田和浩事務所	TEL	048-688-9898
	住所	さいたま市見沼区東門前73-1 1F-D		
丙 連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所			
	極度額	円		
宅地建物 取引業者	商号(名称)	水村商事有限公司	代表者	水村 洋介
	事務所所在地・TEL 048-684-8641			
	免許証番号 埼玉県知事(14)4120号			
宅地建物 取引士	氏名		登録番号	
	業務に従事する事務所名		水村商事有限公司	
	事務所所在地		埼玉県さいたま市見沼区東門前44-3	
	TEL		048-684-8641	

56	57	58	59
			引越し用
55	54	53	52

32	33	34	35

28	29	30	31

24	25	26	27
×		×	×

	21	22	23
		×	×

	18	19	20
			×

第二レジデンス

ここから

第一レジデンス

↑7,000+税

↓7,500+税

※トラク不可
(2〜4t)
ダンパー不可

整理番号

84

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2025 年 9 月 25 日	支出額	100,078 × 0.9 = 90,070 円
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 10月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第1支部

口座名義人:細川 威

2025.9.25

送金 IB

105,000

2025.9.25

手数料

82

③事務所家賃 10月分

④

【内訳】

事務所家賃 100,000円

円

《振込手数料》

$$82 \times \frac{100,000}{105,000} \approx 78$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物（駐車場付）・水道代 賃貸借契約書

賃貸人 ■■■■■（以下甲という）と賃借人 細川威（以下乙という）は以下のとおり建物（駐車場付き）賃貸借契約（以下本契約という）を締結する。

（目的）

第1条 甲は乙に対し下記記載の建物（駐車場付）の占有部分（以下本物件という）を事務所として、本契約に記載の条件で賃貸する。

記

所在地 埼玉県越谷市東大沢 2-4-2

名 称 岡田医院

専用駐車場(2 台分)

（賃貸借期間）

第2条 本契約の期間は令和7年5月1日から令和9年4月30日までとし、期間満了の2ヶ月前までに更新しないこととの意思表示がない場合は自動的に2年間更新されるものとする。

（賃料）

第3条 賃料は月額金10万円（消費税込み）と水道代月額金5千円とし乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし振込み手数料は乙の負担とし、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算をした額とする。

（賠償債務）

第4条 乙は、来訪者その他の関係者が故意または過失によって本件建物及び駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

（現状引き渡し等）

第5条 甲は乙に対しは本物件を現状のままで引き渡すものとする。本物件の通常の使用で発生する修繕費用は乙の負担とし、疑義のある場合は甲乙協議のうえ決定する。

（甲の免責事項）

第6条 不可抗力、第3者の行為、その他甲の責に帰すべき事由以外の事由により乙の車両等に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

（解約）

第7条 甲及び乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。

（別協議事項）

第8条 本契約期間中に係る電気・水道・ガスの使用料金等については別途協議して決定する。

(協議)

第9条 甲および乙は本契約に定めのない事項が生じたときや本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い円満に解決を図るものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため本書2通を作成し甲乙各自署名押印のうえ甲乙各自その1通を保持する。

令和 年 月 25 日

賃借人 (甲)

住 所

氏 名

賃借人 (乙)

住 所

氏 名 細川 威

整理番号

72

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	--

支出年月日	2025 年 9 月 26 日
支 出 額	13,860 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $15,400 \times 0.9 = 13,860$)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の 駐車場賃料 2台分(10月分)
支 出 先	株式会社ハッチ・ワーク

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村篤弘



月極駐車場一時使用契約同意書【個人用】

賃借人は、下記要目表記載の賃貸物件の利用に関して、別紙「月極駐車場一時使用契約約款」記載の各条項を読み、その内容を十分理解した上、2023年6月1日より月極駐車場一時使用契約が適用されること、並びに株式会社ハッチ・ワークに支払委託を申し込むことに同意します。
また、賃借人は、株式会社いるま野サービス及び株式会社ハッチ・ワークが本契約を含む取引の与信判断及び与信後の管理のため、賃借人の個人情報を収集・利用することに同意します。
なお、事後、上記関係書類の未確認を理由として本同意書の無効・取消を主張しないことを誓約します。

【注意事項】

※同意後、内容を確認させていただくためにハッチ・ワークお客様対応センターからお電話を差し上げる場合もございます。
※2023年6月分使用料（2023年5月29日請求分）より、下記要目表の使用料等をお支払い頂きます。
※ご記入は同意者ご自身でお願い致します。

以下の色の箇所を全てご記入の上ご返送下さい

同意書No.

賃借人（乙） （同意）	フリガナ	ミズ'43 マツヒロ	印鑑	電話番号	04 - 2993 - 0080
	お名前	水村 篤弘			
	メールアドレス	※今後のご連絡（緊急時やメンテナンスのご案内等）に利用させていただきます。必ずご記入ください。 atsuhito @ mizumura.org			
	ご住所	〒359-0025 埼玉県所沢市上安松864-4			
	〒	※上記住所から変更がある場合、新しい住所を以下にご記入ください。			

支払方法	☐	① 口座振替（支払日：毎月27日） 振替手数料お客様負担一律200円別途税 ※振替名義は「アットパーキング」となります。
	☐	② 振込支払（支払日：毎月27日） 振込手数料お客様負担（最大～880円）

↑本契約期間中の支払方法の変更は原則できません。予めご了承の上、ご選択ください。

契約締結日	2023年5月31日	利用開始日	2023年6月1日	契約期間	1年間	次回更新日	2024年6月1日
サイズ制限							
賃貸物件	所在	埼玉県所沢市東新井町 2 6 2 - 5					
	名称	P 所沢東新井町 - 0 1					
使用料等	月額:	7480	円 (税込)	契約区画		契約台数	1
	特記事項	区画 001、005 番は軽専用区画とする。区画 002 番は軽自動車および小型車専用区画とする。区画 008 番は車両 2 台まで駐車可能とし、1 台のみ利用の場合も料金の変更はないものとする。			更新料	3740 円(税込)	

賃貸人【甲】	
管理会社	株式会社いるま野サービス 〒358-0026 埼玉県入間市小谷田4-6-11

丙：集金代行 管理会社	株式会社ハッチ・ワーク 〒107-0062 東京都港区南青山 2 - 2 - 8 DFビル3階 TEL 050-2018-3333
----------------	--

※ 本書の原本は甲の保管とする。乙丙は本書の複写を保管するものとする。

月極駐車場一時使用契約同意書【個人用】

賃借人は、下記要目表記載の賃貸物件の利用に関して、別紙「月極駐車場一時使用契約約款」記載の各条項を読み、その内容を十分理解した上、2023年8月1日より月極駐車場一時使用契約が適用されること、並びに株式会社ハッチ・ワークに支払委託を申込むことに同意します。
また、賃借人は、株式会社いるま野サービス及び株式会社ハッチ・ワークが本契約を含む取引の与信判断及び与信後の管理のため、賃借人の個人情報を収集・利用することに同意します。
なお、事後、上記関係書類の未確認を理由として本同意書の無効・取消を主張しないことを誓約します。

【注意事項】
※同意後、内容を確認させていただくためにハッチ・ワークお客様対応センターからお電話を差し上げる場合もございます。
※2023年8月分使用料（2023年7月27日請求分）より、下記要目表の使用料等をお支払い頂きます。
※ご記入は同意者ご自身でお願い致します。

以下の色の箇所を全てご記入の上ご返送下さい		同意書No.	
フリガナ		印鑑	電話番号 04 - 2993 - 0080
お名前	水村 篤弘		
メールアドレス	※今後のご連絡（緊急時やメンテナンスのご案内等）に利用させていただきます。必ずご記入ください。 atsuhiro@mizumura.org		
〒 359-0025	埼玉県所沢市上安松864-4		
〒	※上記住所から変更がある場合、新しい住所を以下にご記入ください。		

支払方法	①	口座振替（支払日：毎月27日）振替手数料お客様負担一律200円別途税 ※振替名義は「アットパーキング」となります。
	②	振込支払（支払日：毎月27日）振込手数料お客様負担（最大～880円）

↑本契約期間中の支払方法の変更は原則できません。予めご了承の上、ご選択ください。

契約締結日	2023年7月31日	利用開始日	2023年8月1日	契約期間	1年間	次回更新日	2025年4月1日
サイズ制限							
賃借物件	所在	埼玉県所沢市東新井町262-5					
	名称	P所沢東新井町-01					
使用料等	月額：7,920円（税込）	契約区画		契約台数	1		
特記事項	(1)区画 001、005 番は軽専用区画とする。区画 002 番は軽自動車および小型車専用区画とする。(2)区画 008 番は車両 2 台まで駐車可能とし、1 台のみ利用の場合も料金の変更はないものとする。(3)次回更新日の更新事務手数料は賃料の1か月分（税別）とする。それ以降は1年毎の更新とし、更新事務手数料を賃料の0.5か月分（税別）とする。		更新料	3,960円(税込)			

賃借人【甲】	
管理会社	株式会社いるま野サービス 〒358-0026 埼玉県入間市小谷田4-6-11

丙：集金代行 管理会社	株式会社ハッチ・ワーク 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFビル3階 TEL 050-2018-3333
----------------	---

※ 本書の原本は甲の保管とする。乙丙は本書の複写を保管するものとする。

月極駐車場一時使用契約約款

本月極駐車場一時使用契約約款（以下、「本一時使用約款」という。）は、賃貸人（以下、「甲」という。）と賃借人（以下、「乙」という。）との間で締結される、本駐車場（以下に定義する）に関する一時使用契約（以下、「本契約」という。）に適用される。

本契約において、「本駐車場」とは、株式会社ハッチ・ワーク（以下、「丙」という。）の提供するオンラインサービス「at PARKING online」（以下、「丙サービス」という。）上の「お申込みフォーム」（以下、「お申込みフォーム」という。）及び丙サービス上の「マイページ」（以下、「マイページ」という。）乙は、契約締結後はマイページ上で契約物件詳細を含む契約条件につき確認できる。）内の契約物件詳細（以下、「契約物件詳細」という。）の区画情報欄記載の駐車場をいう。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、本駐車場を、お申込みフォーム及び契約物件詳細の車両情報欄記載の車両（以下、「駐車車両」という。）用の駐車場としての目的で、本一時使用約款並びにお申込みフォーム及びマイページに定める条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条（保証委託契約の締結）

乙は、本契約に基づく甲に対する債務につき、甲の認める保証会社（以下、「保証会社」という。）との間で保証委託契約（以下、「本保証委託契約」という。）を締結しなければならない、乙が保証会社との間で本保証委託契約を締結しない場合、又は、乙が保証会社の実施する審査に合格しない場合、甲は本契約を締結せず、又は、解除することができる。

第3条（委託）

1. 甲は、本契約に定める賃貸人としての業務の一部を、丙に委託する。
2. 丙は、甲から受託した本契約に定める業務の全部又は一部を、丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第4条（契約期間）

1. 本契約に基づく契約期間はお申込みフォーム及び契約物件詳細の利用開始日欄記載の日より1年間とする。ただし、期間満了までに甲又は乙においてマイページから丙の定める方法により解約をしないときは、本契約は同一条件にてさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。なお、解約については第13条に定めるとおりとする。
2. お申込みフォーム及び契約物件詳細の支払情報欄に更新料又は更新事務手数料（以下、「更新料又は更新事務手数料」という。）の記載がある場合、前項ただし書により本契約が更新される際は、乙は甲に対して更新料又は更新事務手数料を支払う義務を負う。更新料又は更新事務手数料の支払方法は、次条に定めるとおりとする。

第5条（使用料等）

1. 毎月の使用料（以下、「使用料」という。）、その他の費用（以下、使用料とあわせて「固定費用」という。）、初期費用、更新料又は更新事務手数料及びその他の費用（以下、固定費用、初期費用、更新料又は更新事務手数料及びその他の費用をあわせて「使用料等」という。）並びに使用料等の支払方法（口座振替又は振込）は、お申込みフォーム及び契約物件詳細の支払情報欄並びに本一時使用約款記載のとおりとする。
2. 乙は、本一時使用約款に定める方法により、使用料等を支払い、丙はかかる使用料等を、甲に代わって受領する。
3. 前項の使用料等の受領を行うため、甲は、丙に対して、乙から支払われる使用料等を代理受領する権限を付与する。
4. 甲及び乙は、前二項に基づき、乙が、丙に対して使用料等を支払った時点で、乙が甲に対して負う当該使用料等支払債務は履行完了により消滅し、以後甲は乙に対して当該使用料等の支払いを請求しないことに同意する。

5. 口座振替による支払いの場合

- (1) 収納代行手数料：金 200 円（税別）は、乙の負担とする。
- (2) 乙は、各月の固定費用を、前月 27 日に乙の指定する口座からの口座振替の方法により支払うものとする。乙は、甲及び丙に対して丙の定める方法により当該口座の通知を行うものとする。
- (3) 乙の預金残高不足により口座振替ができなかったとき、乙は、直ちに甲又は丙の指示により、丙に対し、予定額（口座振替ができなかった使用料等と収納代行手数料の合計額）、及び丙の請求手数料として金 500 円（税別）を支払う。

6. 振込による支払の場合

- (1) 振込手数料は実費すべてを乙の負担とする。
- (2) 乙は、各月の固定費用を、前月 27 日までに甲又は丙の指定する支払先口座に振込む方法により支払うものとする。甲又は丙は、乙に対して電子メールその他丙の定める方法により当該支払先口座の通知を行うものとする。
- (3) 乙の振込による支払いがなかった場合、乙は、直ちに甲又は丙の指示により、丙に対し、コンビニ決済による方法で予定額を支払う。この場合、支払時に丙の請求手数料として金 500 円（税別）を乙は負担する。

7. 第 4 条第 2 項に該当する場合、乙は、更新料又は更新事務手数料を、第 4 条第 1 項ただし書により本契約が更新された月の固定費用とあわせて支払うものとする。支払方法が口座振替による支払いの場合、乙はあらかじめ本契約が更新された月の固定費用と更新料又は更新事務手数料があわせて口座振替されることにつき同意するものとする。

8. 甲及び丙は、乙に対し、使用料等及び前二項に定める手数料に領収書及び請求書は発行しないものとする。

9. 1 ヶ月未満の月の使用料は当該月の日数の日割計算とする（単位金 1 円未満は切り捨て）。

10. 使用料等に敷金が含まれる場合

- (1) 敷金は無利息とし、甲は、本契約終了による本駐車場の明け渡しとひきかえに敷金を乙に返還する。ただし、使用料等の滞納分又は乙の責に帰すべき損害金があるときはこれを控除して残額を返還することができる（振込手数料は乙の負担とする。）。
- (2) 乙は、本契約期間中は敷金をもって使用料等その他の債務の弁済に充てることはできない。

11. 甲は公租公課の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、使用料等を変更することができる。

12. 消費税率が変更した場合、乙は当該消費税率に基づく消費税相当額を支払う。

13. 丙から甲への使用料等の引渡しは、丙から甲へ支払う方法のほか、丙が任意に選定する第三者に再委託する方法により支払うことができるものとする。

第 6 条（遵守事項）

乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡易な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書その他駐車場の使用にあたっての注意事項等が記載された書類（配置図に注意事項等が記載されている場合を含むが、これらに限られない）を確認し、その記載事項に従うこと。
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

第 7 条（駐車車両の変更等）

1. 乙は、駐車車両を変更する場合は、あらかじめ丙の定める方法により甲又は丙に通知しなければならない。

2. 乙は、駐車車両以外の車両を本駐車場に駐車することはできない。ただし、あらかじめ甲又は丙の承諾を得た場合はこの限りでない。

第8条（登録事項の変更）

乙は、現住所の変更又は、連絡先の変更があった場合は、速やかに丙の定める方法により甲又は丙に通知し、甲又は丙の確認を得なければならない。また乙は、契約名義を変更する際は、新規契約となり、契約名義人が契約事務手数料を負担しなければならないことを承諾する。

第9条（保管場所使用承諾証明書等の発行）

1. 乙からの依頼により、各種書類を発行する場合、甲は乙に対し、その費用を請求することができる。保管場所使用承諾証明書発行手数料は金 3,000 円（税別）とする。その他の書類についての発行手数料は、別途甲の定める金額とする。
2. 甲は乙からの費用の入金を確認した後、各種書類を発行する。
3. 保管場所使用承諾証明書発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第10条（本駐車場の変更）

1. 甲は、乙に対して、本駐車場に代えて、駐車場施設内における他の区画を指定して、駐車場所の変更を命じることができる。乙はこれに異議なく従わなくてはならない。ただし、乙は、当該申し入れを受けた場合、直ちに本契約を解約することができる。この解約申し入れの場合には、第13条の規定は適用しない。
2. 甲は、駐車場施設の修理保全及び防犯、防災等のため必要があるときは、乙による本駐車場の使用を一時的に停止し、又は車両を本駐車場外に移動することを求めることができる。この場合、乙は遅滞なく甲の指示に従わなければならない。
3. 乙が前項の指示に従わない場合、甲は、乙の駐車車両を移動させて、本駐車場外で保管することができる。この場合、乙は甲に対して、車両損壊の場合を除いて、車両移動によって生じた損害の賠償を求めることができない。

第11条（解除）

1. 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告なく、乙に書面にて通知し本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
 - (1) 乙が使用料の支払を2ヶ月分以上滞納したとき（乙の委託を受けた保証会社が乙に代わって甲に代位弁済し、当該保証会社から求償されたにもかかわらず、乙が求償債務を弁済しない場合は使用料金を滞滞したものとする）。
 - (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
 - (3) 他の車両を駐車させたとき。
 - (4) その他本契約の条項のいずれかに違反したとき。
2. 前項による契約解除が行われた場合、甲及び丙は乙に対し、既に受領した固定費用その他の金銭を返還しない。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、自己又はその代表者、役員又は実質的に経営権を有する者が、現在、(1)暴力団等の反社会的勢力、(2)反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しない者、又は(3)反社会的勢力に対する資金提供、便宜の供給、その他密接な関わりを有する者に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲は、乙が前項に定める表明又は確約に違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。甲は、かかる解除によって乙に生じた損害を賠償する責任を負わず、乙に対し、甲又は丙に生じた損害の賠償を請求できる。

第13条（解約）

1. 甲又は乙が相手方に対しマイページより丙の定める方法により本契約の解約の申し入れをした場合、本契約は解約の申し入れの日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日をもって終了するものとし、相手方当事者は、その申し出を拒むことはできないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約の申し入れの日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日までの使用料

相当額を甲に支払うことにより、ただちに本契約を解約することができる。

第14条（明け渡し）

1. 本契約期間の満了、契約解除その他の事由により本契約が終了した場合は、乙は直ちに本駐車場を甲に明け渡さなければならない。
2. 乙が本契約終了までに本駐車場を明け渡さない場合は、乙は、甲に対し、本契約終了日の翌日から明渡し完了にいたるまでの固定費用相当額の倍額を支払い、かつ明渡し遅延により甲が蒙った損害を賠償するものとする。
3. 乙が本契約終了日から7日が経過しても明渡しを完了しない場合、乙は、甲又は丙に対し、乙に代わって以下の事項を行い本駐車場の明渡しを行う権限を授与する。また、乙は、この場合、本駐車場に残置された動産の所有権を放棄し、甲又は丙がかかる動産を搬出、運搬、保管、処分することに何らの異議を申し出ないものとする。
 - (1) 駐車車両及び乙の関与によって駐車されている車両（以下、「駐車車両等」という。）を甲又は丙の指定する箇所に移動し保管すること
 - (2) 本駐車場内の動産類の搬出運搬。
 - (3) 搬出した動産類の廃棄保管及び乙への引渡。
 - (4) その他本駐車場明渡しに必要な一切の事項。
4. 本契約終了後も、本駐車場内に乙又は乙の関係人の残置物がある場合、その処理は前項に準じるものとする。
5. 乙は移転料その他名目の如何を問わず、甲に対し金品等一切の請求をしないものとする。
6. 乙が固定費用の支払いを遅延したときは、乙は、遅延金額に対して年利14.6%（年365日の日割計算）の割合による損害金を甲に支払うものとする。ただし、乙は、当該損害金の支払いにより第11条に定める甲の契約解除権の行使を免れるものではない。

第15条（駐車車両の移動及び保管）

1. 前条3項(1)の規定により、甲又は丙が駐車車両等を移動する場合及びその保管をする場合において、車両に損傷或いは故障が生じたときといえども、乙は異議を述べない。
2. 前条3項(1)の規定により甲又は丙が保管する駐車車両等の保管期間は最長1ヶ月とする。この期間内に乙が甲又は丙の保管にかかる車両を引き取らない場合、以後甲又は丙がいかなる処分をしても乙は異議を述べない。
3. 甲又は丙が保管する車両内の動産の一部又は全部に紛失・毀損等の損害が生じた場合といえども、甲及び丙は一切の責任を負わない。

第16条（本駐車場のサイズ制限等）

1. 甲は、本駐車場を現況有姿で乙に引渡すものとし、本駐車場のサイズ制限（長さ、幅、高さ、リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高を含むが、これらに限らない。以下同じ。）を含む状況（以下「本駐車場のサイズ制限等」という。）については、お申込みフォーム及び契約物件詳細の区画情報欄記載の情報にかかわらず、実際の状況が優先されるものとする。
2. 乙は、本駐車場のサイズ制限等が、お申込みフォーム及び契約物件詳細の区画情報欄記載の情報と異なる場合があることにつきあらかじめ同意するものとし、本駐車場のサイズ制限等及び駐車車両を本駐車場に駐車することが可能かどうかについては、自身の責任で確認するものとする。
3. 本駐車場において、本駐車場のサイズ制限等に起因して、駐車車両の損傷その他いかなる事故が発生しても、甲及び丙は一切の責任を負わないものとする。当該事故により、本駐車場の諸施設を損壊等が生じた場合、乙は、直ちに当該損壊等の損害を甲又は本駐車場の諸施設の所有者等に賠償しなければならない。

第17条（免責）

1. 本駐車場において乙の車両等の盗難、損傷、滅失等の第三者の行為、不可抗力その他甲及び丙の責に帰すべからざる事由によりいかなる事故が発生しても、甲及び丙は一切その責任を負わない。
2. 本駐車場又はこれに至る経路等に、他の車両が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲及び丙は乙に対して何ら補償、損害賠償等の義務を負わない。

第18条（乙の賠償責任）

乙又はその関係者（同乗者を含む）が故意又は過失により、本駐車場の諸施設（土壌汚染原因物質を浸透させた場合を含む）、第三者、又は第三者の財産に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者等に賠償しなければならない。

第19条（譲渡禁止）

乙は、本契約に基づく乙の権利及び義務又は契約上の地位を他の第三者に譲渡その他の処分又は転貸することとはできない。

第20条（本一時使用約款及び本契約の変更）

1. 丙は、甲もしくは、甲の指定する管理業務の受託者の同意を得て、本一時使用約款を必要に応じていつでも変更することができるものとする。
2. 丙は、本一時使用約款を変更する場合は、1ヶ月間以上の予告期間において、変更後の本一時使用約款の内容を乙に通知又は丙サービス上若しくは丙のウェブサイト上に掲載する。当該予告期間経過後、乙が本駐車場の利用を継続した場合又は当該予告期間内に解約の手続をとらなかった場合には、乙は本一時使用約款の変更に同意したものとみなし、本契約もあわせて変更される。

第21条（協議）

本契約に定めのない事項、ならびに本契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第22条（本一時使用約款の保管）

甲及び乙並びに丙は、自己の責任と負担において、本一時使用契約約款を保管するものとする。

第23条（管轄裁判所）

本契約に関して甲乙間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

制定 2019年10月1日

改定 2020年3月1日

改定 2020年6月16日

改定 2020年8月19日

整理番号	73
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2025 年 9 月 29 日
支 出 額	《内訳》 賃料: 82,500円 送金手数料: 220円 74,448 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 82,720 × 0.9 = 74,448)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (10月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。		
支出者名	水村篤弘	

賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイビル航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日付にて既に締結済みである現行の賃貸借契約について次の通更新することを双方合意した。

記

- 期間 2024年5月1日 より 2027年4月30日 までとする。
- 敷金 210,000 円
- 新賃料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税10% - 円)
- 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税10% - 円)
- 期間内解約 乙は 3ヶ月前までに甲に対し書面にて通知をすることとする。
- 特約事項

・設備の不具合、苦情、解約等についてはプロコール24 (電話0120-073-889) に直接連絡するものとします。
上記の通り、原契約の一部変更と継続について貸主（甲）と借主（乙）間の協議が成立したため、
本合意書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。
尚、本合意書に定めなき事項については、原契約の各約定および特約条項を継承するものとする。
以上

2024 年 4 月 10 日

貸主（甲）

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社 セイワランドック

適格請求書発行事業者登録番号：

T4030001024405

借主（乙）

住所：埼玉県所沢市東新井町256-1 タイビル航空公園 202

氏名：水村 篤弘

TEL: 04-2998-6555

メールアドレス：atsuhito@mizumura.org

※次回更新時より電子契約での更新お手続きとなります。

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会

勤務先TEL: 048-824-1111

緊急連絡先

住所：

氏名：

TEL：

連帯保証人

原契約の通りとする。

管理会社

登録番号：国土交通大臣(2)第002593号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワランドック

代表者：倉重 武利

整理番号	71
------	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2025 年 9 月 29 日	支出額	11,165 × 0.9 = 10,049 円
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所セキュリティー 8月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 上尾伊奈 支部
---------	---------------------

口座名義人: 町田皇介

③ 事務所セキュリティー 8月分

'07-09-29 .送金		*11,000		IB 2-イヨカンガイ
'07-09-29 .手数料		*165		

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

セキュリティ契約内容書

お客様：住所 上尾市宮本町10-26

氏名 町田 多介様

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地
太陽管財株式会社 警備部

契約内容確認日 令和5年5月1日

業務対象施設	名称	上尾市宮本町10-26		
	所在地	上尾市宮本町 10-26		
商品名	警備	プラン	() お買い上げ・(✓) レンタル	
業務開始予定日	5 年 5 月 1 日	業務遂行期間	業務開始から 5 年 0 ヶ月間	
	区 分	金 額	金 額(消費税込)	
契 約 料 金	月額サービス料金	10,000 円	11,000 円	
	機 器 費	円	円	
	工 事 費	円	円	
支払の期限	1期12ヶ月間(ただし、第1期は、業務を開始した日から業務を開始した日の属する月の末日まで及び業務を開始した日の翌月1日から11ヶ月間とします。)のサービスに係るサービス料金(1ヶ月に満たない期間に係るサービス料金については、日割りとします。)を当該期間の最初の月の前月末日までに支払うものとします。ただし、第1期のサービスにかかるサービス料金並びに機器費及び工事費については、 年 月 日までに支払うものとします。			
支払の方法	第1期のサービス料金、機器費及び工事費		それ以降のサービス料金	
	金融機関預金口座自動振替・クレジットカード・銀行口座振込		口座振替	
	銀行口座振込の場合、振込手数料はお客様の負担とします。			

整理番号

72

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2025 年 9 月 29 日	支出額	110,162 × 0.9 = 99,146 円
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 10月分
--------	---------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾伊奈 支部

口座名義人町田皇介

07-09-29 .送金
07-09-29 .手数料*112,000 IB
*165

③事務所家賃 /10月分

【内訳】

事務所家賃 110000円

円

【振込手数料】

165×110000/112000≒162

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 町田皇介 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	佐藤ビル 1階 102号室 区画番号()		
	所在地	(住居表示) 埼玉県上尾市宮本町10-26 (登記簿)		
	構 造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸		
	種 類	店舗	新築年月	昭和45年11月
	面 積	約33㎡(現況優先)		
附 属 施 設		公営水道・東京電力		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

令和6年7月1日 から 令和9年6月末日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和3年3月1日
(契約終了の通知をすべき期間) 令和8年6月1日 から 令和8年12月末日まで	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %	管理・ 共益費	月額無し (別途消費税相当額 円) 消費税率 %
水道料	月額2,000円	敷 金	330,000円 (賃料3ヶ月分)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の月額支払金額の合計		月額 112,000円 (別途消費税相当額 円)	消費税率 %
賃料等の支払時期		翌月分を毎月25日まで	
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込	振込先金融機関名: XXXXXXXXXX 支店 預金: 口座番号: 口座名義人: 振込手数料負担者: 借主	
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) 町田皇介
	(自 宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・ 部署名)
	(携 帯) TEL XXXXXXXXXX

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名			
	住所			
	適格請求書発行事業者登録番号			
管理業者	貸主自主管理			
	所在地	TEL		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名			
	住所			

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☑連帯保証人	氏名			
		住所			
		極度額	3,960,000円(月額賃料総額×36ヵ月)		
	☑家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	全保連株式会社		
		主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083		
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号		

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分(消費税別)を支払うものとする。
但し、本物件は老朽化につき本契約より7年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所で出すゴミ(営業用塵芥類)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督省庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は残置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。
- 所有者変更 (令和5年8月8日贈与)

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

R6年4月30日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主	氏名	町田 皇介	TEL	
	住所			
丙・ 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額			

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	上尾市宮本町4-14 048-778-1750	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社マハロハ	商号又は名称	
	代表者の氏名	光廣 昌子	代表者の氏名	®
	免許証番号	埼玉知事(4)第21590号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号	号	登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事 務 所 名	株式会社マハロハ	業務に従事する 事 務 所 名	
	事務所所在地 TEL	上尾市宮本町4-14 48-778-1750	事務所所在地 TEL	

※ 図は原則として実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

74

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2025 年 9 月 29 日	支出額	12,165 × 0.9 = 10,949 円
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所 駐車場 10月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾伊奈 支部

口座名義人: 町田 皇介

③ 事務所駐車場 10月分

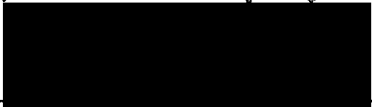
07-09-29 .送金
07-09-29 .手数料*12,000 | IB
*165 |

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

村パーキ駐車場賃貸契約書

貸主  と借主 町田 皇介 とは、

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8					
2	駐 車 場 区 画	番					
3	車 両	車 名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレイル赤)		
		プロジェ ステーション マヨン青					
4	賃 料	1 ヶ 月	12,000円 1台	支 払 方 法	当月末翌月分前納 指定銀行への振込	特 約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除
5	期 間	自 2019 年 10 月 9 日		特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 至 2020 年 10 月 8 日 ごとの自動更新とする		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし					
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 ※1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 ※1ヶ月前予告 解約可能					
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還					
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。					

契約日 2019 年 10 月 9 日

貸主 住所 (所在地)

氏名 (名称)

電話番号

借主 住所 (所在地)

氏名 (名称)

電話番号

村 パーキング

町 田 皇 介

〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26

佐藤ビル102

048-729-6272

整理番号

-

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

町田 皇介様

振込先変更のお知らせ

来月分（9月分）の駐車料金より、下記の口座に変更をお願い致します。

なお、振込期限は8月31日までをお願い致します。

記

埼玉県信用金庫

口座番号

口座名義

2023年8月21日

ヤマラパーキワ
宮本町 8-8

整理番号

138

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 7:事務所費 8:事務費

9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

17年9月29日

支出額

8,280

円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所駐車場代 10月分(辻4丁目)

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

《口座名義人: 木村勇夫》

③ 事務所駐車場代 10月分(辻4丁目)

12 07-09-29 振替

*9,200 RKS(サイキョウホム)

内訳

・ 駐車場賃料 9,000円
 ・ 振替手数料 200円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借更新契約書

物件名:栗原辻4丁目駐車場

No.

所在地:埼玉県さいたま市南区辻4-12

契約者名: 木村 勇夫 様

貸主及び借主は 2022年12月25日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2024年12月25日 より 2025年12月24日 までとする。
2. 数 金 円
3. 賃 料 月額 総額 9,000 円 (本体 9,000 円 消費税 0 円)
4. 口座振替代 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
6. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 特 記 事 項 [更新事務手数料] 9,000円+消費税
その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

令和6年11月29日

貸 主

住所:

氏名:

借 主

住所:

氏名:

木村 勇夫

TEL:

勤務先住所: さいたま市浦和区高砂 3-15-1

勤務先名: 埼玉県庁

勤務先TEL: 048-828-2111

緊急連絡先

住所:

氏名:

続柄:

TEL:

借 主

e-Mail:

web-kimura@gmail.jp

仲介業者

免許番号: 埼玉県知事 (10) 第12149号

住所: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

会社名: 有限会社埼京ホーム

代表者: 里中 宗一郎

宅地建物取引士:

登録番号:

整理番号

139

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費

9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	7年9月29日	支出額	23,300 × 90% 20,970 円
使 途	事務所倉庫費		

※ 政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

《口座名義人: 木村勇夫》

14 07-09-29 | 振替

*23,300 | DF. 振り込み

③ 事務所倉庫費

④ 株式会社 平和不動産

(内訳)

・ 倉庫賃貸料 23,100 円

・ 振替手数料 200 円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、
甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座

整理番号	103
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2025 年 9 月 29 日	支出額	94,710 × 0.9 = 85,239 円
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 10 月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部
---------	-------------------------

口座名義人 : 野本 怜子

25--9-29RKS(ﾀｲﾂﾌｵｰﾑ) 94,710

③ 事務所家賃 10 月分

94,710 × 0.9 = 85,239

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

〒330-0063
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12
グローバル県庁前 201

野本 怜子 様

発行日 2023年11月04日

株式会社大和不動産 管理経理係
〒330-0063
埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1

エイペックスタワー浦和オフィス西館7階
TEL : 048-833-4800

自動引落開始の御案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、表記の件につきまして下記の通り実施致したくお願い申し上げます。 敬具

毎月お引落額: 94,710 円 毎月 28 日(休日時は翌銀行営業日)
(初回お引落予定額: 94,710 円 初回引落日 2023年11月28日)

内訳 (変動費除く)			金額	税額	税込額
グローバル県庁前	201	家賃	86,000 円	8,600 円	94,600 円
合計			86,000 円	8,600 円	94,600 円
口座振替手数料(消費税込)					110 円

内訳 (変動項目)		

引落日前日までに、引落口座の預金残高をご確認ください。
なお、印鑑相違などの書類不備により、お引落の手続きができない場合は、後日書類を改めてご記入いただくことがあります。また、上記記載の通り口座振替手数料がかかりますのでご了承ください。

請求金額: 口座振替手数料110円(うち、消費税額10円)適用税率10%
弊社のインボイス登録番号: T6030001004982
取引内容: 賃料等を口座振替にて支払う際の口座振替手数料

銀行	みずほ
口座種別	普通
フリガナ	/モトレイコ
名義人	野本 怜子

支店	
口座番号	***

重要事項説明書(事業用)

2023年9月17日

野本 怜子

様

下記の建物(以下「本物件」という)について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

宅地建物取引業者	商号 又は名称	株式会社大和不動産	商号 又は名称	
	代表者氏名	代表取締役 小山 陽一郎	代表者氏名	
	主たる事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番 エイベックスタワー浦和中央館	主たる事務所	
	TEL	048-833-7868	TEL	() 号
	免許証番号	埼玉県知事 (12) 第 008048 号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	2021年7月23日	免許年月日	
宅説 明を 建 物 取 引 士	氏名		氏名	
	登録番号		登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社大和不動産 浦和店	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エイベックスタ ワー浦和オフィス西館	事務所所在地	
	TEL	048-824-1161	TEL	
取引 態様	賃貸借	媒介	賃貸借	媒介
関 与 す る 所 説 明 に	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2-6-3	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	
	宅地建物取引業 保証協会支部 名称及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15	宅地建物取引業 保証協会支部 名称及び所在地	
	弁済業務保証金の 供託所及び その所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	弁済業務保証金の 供託所及び その所在地	
名 称	グローバル県庁前		区 画	2 階 (201 リキ)
所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12		契約面積	26.6 m ² 8.04 坪
種 類	店舗、事務所、居宅、駐車場		竣工年月	1971 年 01 月
構造・規模	鉄筋コンクリート造 陸屋根 地下 0 階付 地上 7 階建			
用途制限	事業用	事務所	県議会議員事務所	
貸主	氏名	有限会社グローバル・アイ		
	住所	埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7		
登記名義人と貸主が異なる場合の理由 同一				

1. 登記簿に記録された事項

	所有権に関する事項(甲区欄)		所有権以外の権利に 関する事項(乙区欄)
	所有者	所有権にかかる権利に 関する事項	
建 物	氏名: 有限会社グローバル・アイ 住所: 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7	無	有 添付登記情報書参照

2. 抵当権の補足説明

本物件に抵当権(根抵当権)が設定されている場合、その抵当権(根抵当権)が実行され、競売により買受人から明渡しを求められたときには、6ヶ月以内に明渡しされなければなりません。この場合、貸主に預けた敷金(保証金)についての精算は、買受人に求めることは出来ません。また買受人より明渡しを求められない場合においても、買受人より新たに賃貸借契約の締結を求められ、新たに敷金(保証金)の預託を求められることがあります。

3. 契約期間及び更新に関する事項

契約期間	2023 年 10 月 01 日 から 2026 年 09 月 30 日 までの 3 年間
更新に関する事項	更新時に更新料として新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂き、かつ 更新事務手数料として新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。(賃貸借契約書第3条参照)

4. 賃料及び賃料以外に授受される金額

項目	金額	別途消費税	項目	金額	別途消費税
賃料	月額 86,000 円	8,600 円	仲介手数料	68,800 円	6,880 円
共益費	月額 0 円	0 円	保証金	430,000 円	非課税
—	月額 — 円	— 円	礼金	86,000 円	8,600 円
—	月額 — 円	— 円	保証金の償却	無	
			賃貸保証委託料	無し	
			更新保証委託料	無し	
支払方法	振込または口座振替 毎月 末日までに翌月分を支払うものとします(持参債務の為、振込み費用等は借主負担)				

5. 水道・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

上水道	さいたま市水道局電話受付センター	048-665-3220
電気	東京電力エナジーパートナー株式会社(埼玉県)	0120-995-441
ガス	無し	
下水道(排水)	本下水	

6. 本物件の設備の整備状況

設 備	備 考	設 備	備 考
エレベーター	1基		
オートロック			
オール電化	深夜電力で湯を沸かしています。前日までに電力契約必須		
自動火災報知設備			
消火栓			
建物使用時間	24時間使用可能		
TVインターホン	アイホン GAM-2MK		
温水洗浄便座	INAX CW-D11 2020年製		
給湯キッチン			
IHクッキングヒーター	CH-11B		
電気温水器	INAX EHPN-H13N1		
エアコン(残置物)	洋 ダイキン F40JTSXP-W 2008年		
照明器具付(電球は借主負担)	洋×4		
火災警報器	洋×1		
電気 電灯(単三)100V 専用メーター			
水道 専用メーター			
火災報知器 感知器	2ヶ所		
ミニキッチン			
給湯室 換気扇			
事務所用 換気扇	1台		
トイレ 換気扇			
トイレ洋式			

7. 建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件のとき記入)

完成物件につき該当なし。

8. 契約の解除に関する事項

借主の解約予告

- 借主が賃貸借期間の途中で賃貸借契約を解約しようとするときは、貸主に対し解約日の 3 ヶ月前迄に書面により解約する旨の通知をしなければなりません。
- 借主は、前号の通知に代えて、貸主に対し賃料の 3 ヶ月分相当額の金銭を支払うことにより、即時に賃貸借契約を解約することができるものとします。

賃貸借契約書第26条参照。

9. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項

- 借主は、借主又はその同居人の故意又は過失により本物件を毀損若しくは汚損し、又は第三者に損害を与えたときは、直ちにこれを賠償するものとします。
- 契約解除通知後の明渡し期日の遅延による貸主の損害は借主が責めを負うものとします。

賃貸借契約書第12条、第19条、第24条、第28条、第29条参照。

10. 法令に基づく制限の概要

法令名	有無	内容
新住宅市街地開発法	無	新住宅市街地開発法32条1項…新住宅市街地開発事業の工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成宅地等やその上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
新都市基盤整備法	無	新都市基盤整備法51条1項…換地処分があった旨の公告の日の翌日から10年間は、開発誘導地区内の土地(工業団地造成事業が施行されるべき土地を除く)またはその土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
流通業務市街地整備法	無	流通業務市街地の整備に関する法律38条1項…流通業務団地造成事業にかかる工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成敷地等またはその上に建設された流通業務施設や公益的施設に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者は、都道府県知事の承認を受けなければなりません。
農地法	無	農地法73条1項…国から未開墾地等の売渡しを受けた者が、開墾を完了すべき時期から3年を経過する前において、その売渡しを受けた土地等につき所有権の移転や用益権の設定・移転をする場合には、当事者は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

11. 支払金または預り金の保全措置の概要

保全措置を講じるかどうか	講じません。
--------------	--------

12. 本物件が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域	区域外
----------	-----

13. 本物件の存する区域

土砂災害警戒区域	区域外
----------	-----

14. 本物件が津波災害警戒区域内か否か

津波災害警戒区域	区域外	内容
----------	-----	----

15. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水	雨水出水(内水)	高潮
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地	有	無	無
別添ハザードマップ参照			

16. 石綿使用調査内容

調査結果記録の有無	無
-----------	---

内容	実施機関	
	調査範囲	
	調査年月日	
	使用の有無	
備考	本物件のうち建物について、アスベスト(石綿)使用の有無に関する調査結果の記録が保存されているかについて貸主に問い合わせたところ、記録は無いと回答されております。	

17. 耐震診断の内容

耐震診断の有無	無
---------	---

内容	実施機関	
	調査年月日	
	調査結果	
	備考	全部事項証明書(建物登記簿)の竣工年月日: 1971 年 01 月 31 日 (居住用建物は昭和56年12月31日以前のもの、事業用建物・区分所有建物は昭和58年5月31日以前のものは調査対象となります。但し、耐震診断の実施自体を行うことを義務付けたものではありません。)

18. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

調査実施の有無	無
---------	---

内容	既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。
----	---

19. 用途その他の利用の制限に関する事項

	区分所有建物の場合における専有部分の制限に関する規約等	その他
用途制限	—	賃貸借契約書第2条参照。
利用の制限	—	賃貸借契約書第15条参照。

20. 敷金・保証金の精算に関する事項

賃貸借契約書第10条参照。

敷金・保証金は本契約終了の場合、賃借人が貸室を完全に明け渡し、賃借人の賃貸人に対する一切の債務に充当したあと、なお残額があれば、賃貸人はこれを賃借人に60日以内に返還とします。

21. 金銭の貸借のあつせん

あつせんの有無 業者によるあつせんはありません。

22. 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	株式会社大和不動産 管理課		
住所(主たる事務所の所在地)・TEL	さいたま市浦和区高砂1丁目2-1エイペックタワー浦和中央館202 0120-319-208		
マンション管理業者の登録をしているとき、登録年月日及び登録番号			

23. 注意事項

1. 賃料・共益費・仲介手数料・その他課税対象となる諸費用については、別途消費税をご負担いただきます。
 2. 本契約に基づいて借主が貸主に支払う賃料・共益費・その他諸費用等につき、消費税法等により課税される消費税・地方消費税は借主の負担とし、借主はその法定税率に従い賃料・共益費・その他諸費用等に加算して貸主へ支払うものとする。なお、契約期間中に税率に改定があった場合にはその改定後の新消費税をご負担して頂きます。
 3. 借主のその用途に伴い消防署などから指摘された事項は、借主の費用負担にて対処してください。
 4. 本物件の用途地域は 商業地域 です。
 5. 本契約の連帯保証の極度額は 3,405,600円 です。
 6. 借主は本契約の締結に先立ち、民法465条の10第1項各号に規定する、借主の財産状況等に関する情報を連帯保証人に必ず提供してください。
 7. 表記の契約面積は実測面積ではなく、万一実測した面積と異なっていた場合であっても、そのことに起因する賃料等の増減はしません。
 8. 借主はその使用目的の為に官公庁、消防署、警察署、保健所等へ許可または届け出が必要な場合には借主の費用負担と責任において行う必要があります。
 9. 借主は賃貸借契約から生じる貸主への債務を担保する為に、借家人賠償責任約款付の火災保険へ加入する義務があります。
 10. 借主は解約・解除に関らず、本契約が終了し退去する日までに添付の「原状回復仕様書」に従い原状回復工事を施工し本物件を貸主へ明け渡してください。なお、その費用は経年劣化や自然損耗に関らず全て借主の負担です。なお、この「原状回復仕様書」において、甲とは貸主のことであり、乙とは借主のことです。
 11. 残置物の修理・交換の保証は無し。残置物の撤去・処分は賃貸人もしくは管理会社に報告・承諾の後行ってください。
 12. 特約事項は、賃貸借契約書を参照してください。
- (以下、注意事項余白。)

24. 添付書類

1. 原状回復仕様書
2. 全部事項証明書(登記事項証明書)
3. 貸主の登記事項証明書
4. 地図
5. さいたま市都市計画図

6. 水害ハザードマップ

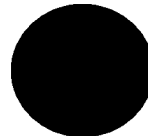
以上の重要事項について、宅地建物取引士より「宅地建物取引士証」を掲示のうえ説明を受け、重要事項説明書及び付属書類を受領しました。また、前記仲介手数料を支払うことを承諾しました。

西暦 2023年 9月 25日

住所 さいたま市浦和区神明1-24-18

借主名

野本 怜子



整理番号

141

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	7年9月30日	支出額	8,019 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所駐車場代 10月分 (白幡6丁目)
-----	----------------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

③ 事務所駐車場代
10月分(白幡6丁目)

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10403	07-09-30	12:39
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内	電信
お受取人	サイタマリツナ ムサウラワ 普通 5207769 カ) ツツ コウサン様 登録番号 0007 キムラ イサオ様
ご依頼人	電話番号 [REDACTED] 取扱番号 300037

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約更新に関する覚書 お客様控え

物件の表示	名 称	第4ベストパーキング
	所 在 地	埼玉県さいたま市南区白幡6丁目1384、1385番
	指 定 場 所	No. XXXXXXXXXX
賃貸条件	契 約 期 間	令和7年1月10日 ~ 令和8年1月9日
	賃 料	月額 8,250 円 (消費税10% 750 円込)
	管 理 料	月額 550 円 (消費税10% 50 円込)
	敷 金	金 8,250 円 (賃料 1 ヶ月分)
	更新事務手数料	金 4,400 円 (消費税10% 400 円込)
	解約申入れ	1ヶ月前までに申し出るものとする。
	本覚書の定めなき事項については、原契約の各約款および特約条項を継承するものとする。 乙は裏面【駐車場における個人情報のお取扱いについて】にも同意したものとする。	

本覚書の締結を証する為、本書を2通作成し、甲代理業者及び乙はこれに記名・捺印後、
甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 12 月 17 日

賃貸人 (甲)

住 所 XXXXXXXXXX

氏 名 XXXXXXXXXX

インボイス登録番号 T5810477315536

賃借人 (乙)

住 所 XXXXXXXXXX

氏 名 木村 勇夫

印

電 話 XXXXXXXXXX

緊急連絡先 XXXXXXXXXX

※契約者とは別の番号を記入

続柄【 XXXXXXXXXX 】

車種・ナンバー 107 1P XXXXXXXXXX

代理業者

免許証番号 埼玉県知事 (10) 第 12100 号

住 所 埼玉県さいたま市南区根岸5丁目18番15号

株式会社 辻 興 産

商 号 代表取締役 大 野 時 範

電 話 048-862-8558

インボイス登録番号 T1030001005457

宅地建物取引士 (埼玉) 第 XXXXXXXXXX

《 駐車場名 : 第4ベストパーキング 》

※駐車位置 NO. XXXXXXXXXX

◀ 所 在	さいたま市南区白幡6丁目1384, 1385番		
◀ 賃 料	1ヶ月	金7,500円也 (別途消費税10% 750円)	
◀ 管理料	1ヶ月	金500円也 (別途消費税10% 50円)	
月額合計 金8,800円也			
◀ 敷 金	金8,250円也		
◀ 駐車車両	車種:	1ア	ナンバープレート: XXXXXXXXXX

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

- 第1条 (契約期間)期間は、令和6年1月10日より令和7年1月9日迄向う1年間とする。
但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物建設等)及び売却が無い場合、本契約を更新することが出来るものとする。
- 第2条 (賃料)賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を乙は指定口座に振り込むこととし、万一1ヶ月以上滞納した場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。尚、賃料の振込手数料については、乙の負担とする。
- 第3条 (敷金)乙は、賃料の支払いを担保するため頭書のとおり敷金を無利息にて甲に預託するものとする。尚、敷金返還の振込手数料については、敷金から差し引くものとする。
- 第4条 (通知義務)乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。契約車両を変更する場合には、予め甲に申し出て承認を得なければならない。乙は車両変更後、停滞無く甲に車検証の写しを提出しなければならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 (善管注意義務)駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。
- 第6条 (免責)乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び管理会社は乙に対し一切責任を負わないものとする。
- 第7条 (損害賠償)乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第8条 (賃料改定)甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車場事情の変動等により値上げできるものとする。
- 第9条 (解約予告)甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、2ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。解約時の日割り計算は行わないものとする。尚、乙が明渡しをしないときは、本契約終了の翌日より明渡し完了までの駐車場使用料の2倍に相当する損害金を支払わなければならない。
- 第10条 (管理料)管理料については、管理会社に支払われるものとする。また、乙は再契約に際し管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。尚、振込手数料については、乙の負担とする。
- 第11条 (駐車位置)駐車位置はNO. XXXXXXXXXXとする。(現状有姿)
- 第12条 (禁止事項)駐車場内での駐停車中のアイドリングは禁止とする。
- 第13条 (税法改正)税法改正等により、消費税率の変動及び課税対象範囲の見直し等があった場合には、改正が実施されたその日より適用されるものとする。
- 第14条 (放置車両)賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。

注 意 事 項

1. 当社管理の駐車場につきましては、普通・小型乗用車・軽乗用車及び、トラック・ライトバン(幅2.3m×長さ4.8m以下の車両に限る)のみとさせていただきますのでその旨ご注意ください。
2. 1以外の車両、改造車(騒音の原因となるもの)・通常より車高が低く入口を出入りできない車等のご利用はお断りさせていただきますのでその旨ご了承下さい。
3. 車庫証明をとられる場合、当社の管理印が必要となりますので、必要の際は当社までご連絡下さい。又、発行の際に手数料として2,000円(別途消費税)をいただきますので、その旨ご了承下さい。
4. ご契約者のご住所・お電話番号等のご連絡先、お車の車種やナンバー等に変更が生じた場合には、必ず当社までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

第1条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

（禁止事項）

第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
- (2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
- (3) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。

（契約の解除）

第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の確約に反する事実が判明した場合
 - (2) 本誓約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合
2. 甲は、乙が前条の各号に定める行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

令和 5 年 12 月 25 日

貸主（甲） 適格請求書発行事業者登録番号 T5810477315536

住所

氏名

借主（乙） ※乙は別添【駐車場における個人情報のお取り扱いについて】にも同意したものとする。

住所

氏名

木村 勇夫

電話

緊急連絡先

※電話と別番号を記入

緊急連絡先 続柄【 】

（媒介・代理）業者

国土交通大臣免許

（10）第12100号

埼玉県知事免許

所在地 さいたま市南区根岸5丁目18番15号

宅建取引士（記名捺印）

取引士登録番号

商号

株式会社 辻興産

（埼玉）第

代表者

代表取締役 大野 時範

氏名

整理番号 142

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	7年9月30日	支出額	$(106,500 + 106) \times 90\%$ 95,945 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	--

使 途	事務所賃借料(10月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10403	07-09-30	12:40
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,359	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
円 千 円		円

③ 事務所賃借料10月分

お受取人	サイタマリソナ ムサウラワ 普通 1438189 1) ハックアツフ様 登録番号 0002
ご依頼人	キムラ イサオ様
電話番号	
取扱番号	300003

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

【内訳】

・事務所賃貸料 106,500 円
 円

内、賃貸料分

振込手数料

$$110 \times \frac{106,500}{110,359} \div 106$$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

契約証書

更新 賃貸借契約書

ハイツアウル 101号室

さいたま市南区白幡 6-12-1

契約期間 2025/7/1-2027/6/30

次回：令和9年6月30日更新

木村 勇夫 様

事業用賃貸借契約書(更新用)

貸主 有限会社バックアップ (以下「甲」という。)

借主 木村 勇夫 (以下「乙」という。)

は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ハイツアウル 1階 101号室				
	所在地	(住居表示) 埼玉県さいたま市南区白幡6丁目12-1				
		(登記簿) 埼玉県さいたま市南区白幡六丁目1294番地12				
	構 造	木造	亜鉛メッキ鋼板葺		2階建/	全4戸
	種 類	アパート	面 積	33.81㎡	新築年月	昭和57年11月
附属施設						

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和7年7月1日	から	令和9年6月30日	まで	2年間
目的物件の引渡し時期		平成29年7月1日		

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額	104,500円	管理費・ 共益費	月額	2,000円	家 財 保険料 (2年間)	31,790円							
	(うち消費税	9,500円)		(うち消費税	181円)									
敷 金 (更新時 積増金)	月額	196,000円	礼 金											
		(0)												
	その他の条件													
	貸与する鍵	鍵No												
本数														
賃金等の支払時期		当月分を		前月末日 まで										

賃金等の 支払方法	☒ 振込	振込先	振込先金融機関名: 預金: 口座番号: 口座名義人 振込手数料負担者:	
	☐ 持参	持参先		
	☐ 口座引落	委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (借主以外)	(氏 名)	木村 勇夫	
	(携 帯) TEL	[REDACTED]	
	(勤務名)	埼玉県庁	TEL 048-824-2111
	(自 宅) TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 有限会社バックアップ
	住所 さいたま市南区文蔵4-29-13
管理業者	商号又は名称 有限会社バックアップ
	所 在 地 埼玉県さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名 [REDACTED]
-------	---------------

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
		極度額	[REDACTED]
	☒ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	日本セーフティー株式会社
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(2)第8号

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通りとする。 2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヵ月分(税別)を甲に支払うものとする。
--

頭書(9) 特約事項

- 1.更新前の契約において、甲と乙の間で合意されている事項(原契約に記載されている事項、及び、契約期間中に形式の如何を問わず甲乙で合意された内容。)については、本契約において明示されていない場合であっても、その事項については本契約においても引き続き効力を有する。
- 2.入居から1年以内に退去の場合は、短期解約違約金として家賃1ヶ月分を乙の負担とする。
- 3.退去時の室内クリーニングは乙の負担とする。
- 4.タバコのヤニ汚れによるクロスなどの室内装仕上げ材の交換、クリーニング費用は乙の負担とする。
- 5.石油ストーブの使用及びピアノの持込・使用、ペットの持込・飼育を禁止する。
- 6.乙は更新時に更新料として新家賃の1ヶ月分、更新手数料として新賃料の4分の1ヶ月分(別途消費税)を支払うものとする。
- 7.退去時に残置物があった場合には処分費用を請求する。
- 8.解約時の鍵交換代の借主負担は無いものとするが、紛失の場合は鍵交換代18,000円(税別/1ヵ所につき)は借主の負担とする。借主の負担とする。
- 11.乙は本賃貸借物件の使用責任者の氏名・連絡先を甲に届けるものとする。
- 12.乙は解約の際、本物件の目的物を契約締結時の原状に復して契約を解除するものとする。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名 有限会社バックアップ	TEL 048-839-8806
	住所 さいたま市南区文蔵4-29-13	
乙・借主	氏名 木村 勇夫	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
丙・連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
	極度額 賃料24ヶ月分	

		A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所	埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目29-13		主たる事務所	
	所在地・TEL	TEL: 048-839-8806		所在地・TEL	TEL:
	商号又は名称	有限会社バックアップ		商号又は名称	
	代表者の氏名	[Redacted]		代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事 [Redacted]		免許証番号	
	免許年月日	令和4年11月15日		免許年月日	
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[Redacted]		氏 名	
	登 録 番 号	(埼玉)第 [Redacted]		登 録 番 号	
	業務に従事 する 事 務 所 名	有限会社バックアップ		業務に従事 する 事 務 所 名	
	事務所所在地	埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目29-13		事務所所在地	
	TEL	048-839-8806		TEL	

※連帯保証人の㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	80
------	----

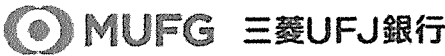
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R7年10月1日	支出額	9,114 × 0.9 8,203 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	----------	-----	---

使 途	10月分 事務所駐車場代
-----	--------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 入間支部
③ 10月分 事務所駐車場代として	
④ 扶桑管理サービス株式会社	
⑤ 泉津井 京子	
8,800 + 314(口座振替手数料) = 9,114	



照会口座 支店 普通
照会期間 2025年10月1日
絞り込み 全取引

2025年11月4日 9時35分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2025年 10月1日	9,114 円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

支店 普通 お預り金額合計: 円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

駐車場（自動車保管場所）契約書

6012-11

オート①済

所在地	埼玉県入間市豊岡3-806-1			建物に付随していない駐車場は地番で表記している場合があります。	
名 称	豊岡第1スカイパーク駐車場			駐車位置	No.
契約期間	2024年 6月 1日 ~ 2026年 5月31日 まで 2年間				
車 種	ニッサン スカイライン	ナンバー・車体色	白		
月 額	駐 車 料	8,800 円	契約時一時金	敷 金	0 円 (無利息の約定)
	口座振替手数料	314 円		礼 金	0 円 本契約締結後は返還されません。
	(上記の駐車料・口座振替手数料は消費税10%を含む)			駐車場区画変更手数料	0 円 (消費税10%を含む)
更新料	0ヶ月分		更新事務手数料	新賃料の1ヶ月分	
契約当初預り金	0 円		借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月をもって発生する。	
賃料の支払方法及び支払期限	引落	銀行名：	支店名：		引落金額合計
		口座種別：	口座番号：		
		口座名義：			
	当月分を毎月 1 日までに当月払 振込・引落手数料は借主負担とする。				

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 1 賃貸借契約期間及び支払い方法は、頭書記載の通りとし、支払期日までに賃料を支払うことにより乙は契約を継続する意思があるものとする。尚、賃料や更新料等の支払に関する振込手数料及び口座振替手数料は乙負担とする。また、賃料が1ヶ月に満たない場合は当月の日数で日割計算とする。支払期日が金融機関休業日の場合はその前日に支払うこと。
- 2 支払の領収は金融機関の振込票等をもって証とし、甲及び仲介人は領収証・請求書を発行しない。
- 3 賃料等が遅延した場合（口座振替が行えなかった場合も含む）、乙は仲介人に頭書記載の遅延事務手数料を、甲へ年14.6%（1年を365日とする）の割合による遅延損害金を支払うこと。
- 4 乙は賃料等の支払いを、期間満了日または解約月に属する月も1ヶ月分の賃料を支払うこと。
- 第2条 甲は契約期間中であっても公租公課、諸物価、社会情勢の変動あるいは契約車種の変更等により、1ヶ月の予告期間をもって賃料の増額を請求することが出来る。
- 第3条 1 頭書の契約期間が満了となった場合は、甲乙協議の上本契約を更新することが出来る。
- 2 乙は契約更新の際には契約書面の書換え、変更事項の告知を行い、頭書の更新料（または更新事務手数料）を、甲（または仲介人）へ支払うこと。手続きは期間満了日の1ヶ月前までに行うこと。
- 3 乙は更新時に賃料その他の債務がある場合は、期間満了日までに精算すること。なお、合意更新・法定更新にかかわらず、乙は所定の更新料及び更新事務手数料支払うものとする。万一、期間満了日までに更新手続未完了の場合、契約期間満了日をもって本契約は終了するものとし、乙は駐車車両を撤去の上即日明渡すこと。
- 4 仲介人の口座振替システムを利用の場合、更新月に賃料と更新料を引落すことに予め乙は了承のこと。万一、引落が出来ない場合は仲介人の指定期日迄に振込にて支払うこと。
- 5 乙は期間満了にて解約をする場合も1ヶ月前までに解約通知を甲（または仲介人）に提出のこと。
- 第4条 敷金は頭書の金額とする。甲は契約時に乙より受領した敷金について、本契約が終了し乙が甲に本物件を完全に明渡した場合に限り、明渡し後1ヶ月以内に、債務を差引いた残金を振込にて乙に返金する（返金の際の振込手数料は乙負担）。また、乙は、甲の書面による承諾無くして、敷金返還請求権を第三者に譲渡することは出来ない。なお、この敷金をもって延滞賃料等の債務と相殺することはできない。
- 第5条 1 駐車場の乙車輛の管理及び第三者の無断駐車排除・事故・盗難・物損・除雪・落雷等は乙の責任において最寄の警察署等に連絡を行い対処することとし、甲及び仲介人は乙に対し何らの責任を負わない。
- 2 駐車場の位置は甲が任意に指定・変更できる。
- 第6条 乙は駐車場の施設に損害を与えた場合、直ちに甲又は仲介人に連絡を行い、甲に対し速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 第7条 乙は下記の行為を行ってはならない（禁止事項）。
- ①本駐車場内及び出入口で他車出入の妨げ、駐車場利用者・近隣に迷惑をかける行為をすること。
- ②頭書に記載の無い車を駐車すること。改造車・事故車輛・故障車を駐車すること。
- ③消防法により危険物に指定されている物品を駐車場内に持ち込むこと。
- ④第三者に賃借権の譲渡・転貸・名義貸しを行うこと。また、動産や固定物を置くこと。
- ⑤政治団体者・宣伝カー・トラック及び駐車位置以上の大きさの車を駐車すること。
- 第8条 1 甲または乙が本契約を解約する場合は書面にて、1ヶ月前までに相手方に対し通知し、通知後1ヶ月（1ヶ月以上の場合はその指定した日）をもって乙は本駐車場を明渡すものとする。また、乙は1ヶ月分の賃料を支払うことにより即時解約することができる。

2 乙が本契約を解約する際、指定の「解約通知書」に記名・捺印、必要箇所を記入の上提出のこと。

第9条 乙において、次のいずれかの事由が生じたとき、甲は通知・催告をせず直ちに本契約を解除できる。

1 甲は乙が賃料の支払を1ヶ月なりとも怠った場合、乙が本契約に定める条項の一つでも違反した場合、乙が申込書及び本契約書に記載の内容に虚偽がある場合、その際は違約金として預託の敷金及び日割賃料は返金しない。

2 乙が賃料の支払を2回連続して遅延した場合（口座振替の場合2回連続し引落が出来ない場合）、賃料の支払能力が無いものとみなし、本契約を解除できる。

3 未払い賃料を督促したにもかかわらず指定期日までに未払い賃料全額を支払わなかった場合。

4 乙が解散し、または破産・民事再生・会社整理・会社更生法の申し立てがあったとき。

5 乙が後見開始、保佐開始の審判を受け、または刑事事件に関する等社会的信用が失墜したとき。

6 乙が暴力団もしくは極左・極右等の反社会的暴力集団（以下「暴力団」という）の構成員、又はこれらの支配下にある者（関係者）と判明したとき。

第10条 1 乙は本契約が終了した場合、即日本駐車場から自動車等の一切の動産を撤去し明渡すこと。

2 乙は甲からの明渡しに際し、甲又は仲介人に対し立退き料その他名目の如何を問わず一切の金員の支払を請求できない。

3 乙は本契約が終了したにもかかわらず本駐車場を甲に明渡さない場合、乙は明渡し完了までの賃料の倍額を甲に賠償し且つ甲の受けた損害を賠償すること。また甲は乙の費用で本物件上の乙の自動車等の動産を撤去・処分できる。乙はこのような場合、本駐車場にある乙の自動車等の一切の動産について所有権を予め放棄するものとし、甲がこれらを処分することに一切異議申し立てしない。

第11条 乙は下記記載の車輛以外本駐車場を使用してはならない。万一買い替え等に変更の際は、予め甲、又は仲介人に事前に書面にて変更車種の情報等の申請をし承諾を得なければならない。また、自動車検査証の写しを提出すること。なお乙の住所、連絡先等変更の場合は3日以内に甲に届出ること。

第12条 本契約書では車庫証明の発行は行えません。車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾並びに発行手数料として3,300円を支払うこと（発行手続きは仲介人で行います）。

第13条 本契約が居住建物に付随する専用駐車場の場合、部屋の賃貸借契約解約の際本駐車場も解約とする。

第14条 本契約の期間中、乙が契約区画の変更を希望する際は、甲の承諾後に本契約を解約の上、新規に駐車場契約を締結するものとし、区画の変更に伴う駐車場新規契約の事務手数料として3,300円を支払うものとする。

尚、区画の変更に伴う解約に限り、本契約書の第8条1項を適用外とするが、新規契約開始期日前日までの日割り賃料を負担するものとする。

特約条項

本契約更新時（合意更新・法定更新を問わず）は、乙は、所定の更新事務手数料を支払うものとする。
税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、乙が甲に支払うべき駐車料並びに更新事務手数料、車庫証明の発行手数料、区画の変更に伴う事務手数料について、改正以降の消費税等相当額は変動後税率により計算する。

下記貸人（甲）と借人（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2024年 5 月 17 日

貸主（甲）

住所

氏名

借主（乙）

住所

氏名

仲介業者

媒介業者

免許番号 東京都知事（3）第91243号

〒196-0015

所在地 東京都昭島市昭和町1丁目13-10

商号 扶桑管理サービス株式会社

代表者 石岡 純

電話 0570-003-230

FAX 042-546-4500

宅地建物取引士

登録番号

氏名

免許番号

所在地

商号

代表者

電話

FAX

宅地建物取引士

登録番号

氏名

印

印

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023 年 6 月 12 日に締結した下記物件に関する甲乙間の駐車場契約について、2023 年 9 月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡 3-806-1

物件名 : 豊岡第 1 スカイパーク駐車場

【賃料等内訳】

駐 車 料	/	8,800 円
口座振替手数料	/	314 円
合 計	/	9,114 円

以上

賃貸人 (甲) 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

[REDACTED]

整理番号

81

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費

9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

R7年10月1日

支出額

89,383 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使

途

10月分 事務所家賃

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 10月分 事務所家賃として

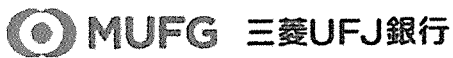
99,000 + 314 (口座振替手数料)

④ 扶桑管理サービス株式会社

= 99,314 × 0.9 = 89,383 円

⑤ 泉津井 京子

《 口座名義人: 泉津井 京子 》



照会口座 支店 普通

照会期間 2025年10月1日

絞り込み 全取引

2025年11月4日 9時35分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2025年 10月1日	99,314 円		口座振替 3 MHF) フソウカンリス	

支店 普通

お預り金額合計:

円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023 年 2 月 15 日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約について、2023 年 9 月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目 10 番 1 号
物件名 : 第一粕谷ビル 1 階

【賃料等内訳】

賃	料	/	99,000 円
口座振替手数料	/	314 円	
合	計	/	99,314 円

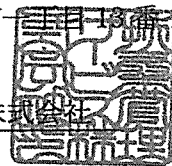
以上

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町 三丁目 10 番 10 号

氏名 扶桑管理サービス株式会社



事業用建物賃貸借契約書

貸主 せんつい 京子後援会 (以下「甲」という。)
 借主 せんつい 京子後援会 (以下「乙」という。)
 連帯保証人 (以下「丙」という。)
 上記物件の表示記載の建物(以下「本物件」という。))の賃貸借(以下「本契約」という。)は、
 次のとおり契約を締結します。

賃貸借の目的物の表示等(1)	名 称	第一粕谷ビル			1階	
	所在地	埼玉県入間市豊岡3丁目10番1号			(住居表示)	
		埼玉県入間市豊岡3丁目805番地1			(登記簿)	
	種 類	事務所	家屋番号	805番1の2		
	構 造	鉄骨造陸屋根	階 数	3階建1階部分	専有面積	壁芯49.32㎡
	物件の所有者	氏 名				
		住 所				
	借 主	氏 名	せんつい 京子後援会			
住 所						
使用目的	事務所	業種	選挙事務所			
債務の担保(2)	連帯保証人	氏名				
		住所				
		極度額	2,824,800			
	担保の方法	家賃債務保証業者名				
		主たる事務所の所在地				
		家賃債務保証業者登録番号				
賃貸借条件(3)	月 額			契約時一時金		
	家賃月額	117,700 円 (うち消費税 10,700円)		敷 金	321,000 円 (無利息の約定)	
				礼 金	117,700 円 (うち消費税) 10,700円	
				仲介手数料	117,700 円 (うち消費税) 10,700円	
	合 計		117,700 円	合 計	556,400 円	
	保証金の償却	・建物明渡時に 0%		・契約更新毎に 0%		
		(総額) 0円 (うち消費税) (0円)		(総額) 0円 (うち消費税) (0円)		
	・その他 特になし		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	契約の種類	事業用建物賃貸借契約	更新可	契約当初預り敷金又は保証金	321,000 円	
	契約期間	2023年2月15日 から 2026年2月14日 まで 3年間				
	更新料	新賃料の1ヶ月分	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡後60日以内		
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から 2ヶ月 をもって発生する。				
	賃料の支払方法並びに支払期限	口座振替	銀行名:		支店名:	
			口座種別:		口座番号:	
		口座名義:		振込金額合計	117,700 円	
翌月分を毎月 末 日までに前払(翌月分前払) 支払手数料は借主負担とする。						
貸与する鍵一覧・集合ポスト鍵ナンバー	No.	本	No.	本	No.	
	No.	本	No.	本	No.	
	合 計	本	鍵の引渡し並びに物件に引渡日	2023年 2月15日		

特
約
事
項

1. 本物件の指定用途は事務所（業種／選挙事務所）とし、乙は甲の書面による承諾を得ることなく無断で用途変更及び登記をしてはならないものとします。
2. 乙は、本件引渡し貸室内の内装・造作・諸設備等について変更を行う場合、予め施工図添付の上、事前に甲の承諾を得るものとします。尚、変更工事をおこなう際は、都市計画法・建築基準法・消防法等の各種法令を遵守するものとします。又、上下水道の新設・移設工事を実施をする場合、乙の責任と負担において各申請手続き（給水メーター設置及び改造申請等）を行うものとします。
3. 乙は、近隣居住者より騒音、臭気、車両等の駐停車及び駐輪について苦情連絡を受けた際には、自らの責任と負担において是正対策を講じるものとします。尚、是正対策を講じる際は、前項の規定に準ずるものとします。
4. 乙は、本物件を使用するにあたり、消防法に基づく防火管理者の設置義務が必要な場合には、乙の責任において選任することとします。
5. 本契約の契約期間中（開店準備に伴う工事期間を含む）は、乙の負担においてテナント総合保険に加入するものとします。
6. 本物件明渡しの際は、経年変化・自然損耗に拘わりなく、乙の責任と負担において内装又は内装造作・什器備品等を解体・撤去した原状の状態で復するものとします。
7. 乙は、屋外広告物等を設置する場合、事前に甲の承諾を得るものとします。但し、屋外広告物は通行人及び他テナントの営業に支障を来さないものとします。尚、新設・維持管理・撤去については乙の責任と負担によるものとします。
8. 事業系のゴミは有償の為、乙の負担において回収業者と個別契約を締結するものとします。
9. 消費税法の改正等により、本契約期間中に乙が甲に支払うべき賃料に課せられる消費税等の税率に変動があった場合、都度新税率が適用され、乙は以後の賃料の支払いについて新税率で計算された金額を支払うことを予め承諾するものとします。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2023 年 2 月 15 日

貸 主 (甲)

住 所

氏 名

貸 主 代 理

住 所

氏 名

借 主 (乙)

住 所

氏 名

連帯保証人 (丙)

住 所

氏 名

緊急時の連絡先

住 所

氏 名

代 理

免許番号 東京都知事 (3) 第 91243 号
主たる 事務所 〒 196-0015 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号

商 号 扶桑管理サービス株式会社
代表者 中村 重昭
電 話 0570-003-230

宅 地 建 物 取 引 士

登録番号
氏 名
事務所名 扶桑管理サービス株式会社
所在地 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号
電 話 0570-003-230

仲 介 業 者

免許番号
主たる 事務所

商 号
代 表 者
電 話

宅 地 建 物 取 引 士

登録番号
氏 名
事務所名
所在地
電 話

物件名		第一粕谷ビル 1階	
所在地		埼玉県入間市豊岡 3-10-1	
甲	賃貸人	所在地 社 名	
	賃貸人代理	所在地 社 名	東京都昭島市昭和町 1-13-10 扶桑管理サービス株式会社
乙	旧賃借人	所在地 社 名	 せんつい京子後援会
丙	新賃借人	所在地 社 名	 泉津井 京子
丁	連帯保証人	所在地 氏 名	

地 位 承 継 覚 書

賃貸人（以下「甲」という。）と旧賃借人（以下「乙」という。）により 2023 年 2 月 15 日締結の賃貸借契約書（以下原契約という。）における、
賃借人たる一切の権利義務を 2023 年 5 月 1 日を以って、新賃借人（丙）に継承することを合意した。

尚、敷金の取り扱いに関して、甲、乙、丙、は、以下の通り合意した。

1. 原契約等の開始時に乙が甲に対して預託した敷金 321,000 円を丙が甲に預託すべき敷金に充当する。
2. 原契約等が終了した時は、原契約書の貸借契約約款第 6 条の定めに従い、甲は丙に敷金を返還する。

以下、本書締結の証として本書を 3 通作成し、甲乙丙各自署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

2023 年 5 月 1 日

（甲）

住 所
氏 名

（賃借人代理）

住 所 東京都昭島市昭和町 1-13-10
社 名 扶桑管理サービス株式会社



（乙）

住 所
氏 名 せんつい京子後援会

（丙）

住 所
氏 名 泉津井 京子

（丁）

住 所
氏 名

覚 書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約 (以下「原契約」という。)について、次のとおり合意し、本覚書締結の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各壹通を保有する。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名 : 第一粕谷ビル 1階

第1条 (賃料の減額)

甲及び乙は、2023年7月 (2023年6月末支払い賃料) より乙が支払う賃料について、月額99,000円 (税込) に減額することに合意する。

第2条 (指定用途の変更)

甲及び乙は、2023年5月1日より指定用途を政務活動事務所として変更することを合意する。

第3条 (協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、原契約の定めに従うものとし、原契約に定めのない事項については、民法その他の法令及び慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上

2023年 5月 1日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号

氏名 扶桑管理サービス株式会社

賃借人 (乙) 住所 [REDACTED]

氏名

泉津井 京子